

# 箱根町障がい者福祉計画

＜箱根町第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・  
第2期障がい児福祉計画＞



令和3年3月

箱根町



## ご あ い さ つ

わが国では、平成 26 年に批准した「障害者権利条約」の理念を踏まえて、障がい者のための様々な制度改革が行われております。平成 28 年の障害者差別解消法や発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行、平成 30 年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行など障がい者支援の一層の充実を図るための法的整備が進められており、障がい者自身による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっていきます。

このような中、本町では「障がいのある人もない人も 住み慣れた地域でその人らしく自立し、安心して暮らし いきいきと参加できるまち」を基本理念に掲げて、障がい者を取り巻く諸課題の解決に向けた方策と目指す目標を定め、総合的な展開を図るため、『箱根町障がい者福祉計画〈第 4 期障がい者計画・第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画〉』を策定しました。

この計画に基づき、障がいのある方の権利擁護の推進やライフステージに応じた切れ目のない包括的な支援等の視点に留意しながら「地域共生社会」の実現に向けた施策を進めてまいります。

なお、この計画の策定にあたり箱根町障がい者福祉計画策定委員の皆さまをはじめ、町民や関係機関の皆さまなど各方面から貴重なご意見をいただきましたことを心からお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

箱根町長 勝俣 浩行



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 障害者基本計画（第4次）の概要等	4
（1）障害者基本計画（第4次）の概要	4
（2）基本指針の見直しについて	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画の構成と期間	7
5 策定の経緯	7
第2章 障がいのある人等を取り巻く現状	8
1 人口等のようす	8
（1）総人口等	8
（2）障害者手帳所持者の状況	9
（3）身体障がい者の状況	10
（4）知的障がい者の状況	11
（5）精神障がい者の状況	12
（6）就労状況①（民間企業）	13
（7）就労状況②（町職員）	14
（8）就学状況	15
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 計画の基本理念	16
2 計画の基本目標	17
3 計画の基本的な視点	19
4 令和5年度・8年度の障がい者数の推計	20
第4章 基本計画	21
計画体系図	21
1 障がいのある人の地域生活への支援	22
（1）包括的な相談支援体制・情報提供体制の充実	22
（2）障がい福祉サービス等の充実	25
（3）権利擁護のための施策の充実	28
（4）保健・医療サービスの充実	30
2 障がいのある人の社会参加への支援	32
（1）就労の促進、支援	32
（2）意思疎通支援施策の充実と社会参加活動の促進	34
（3）障がい児の保育・教育、児童発達支援の充実	37
3 人にやさしいまちづくりの推進	39
（1）障がいのある人への理解の推進	39

(2) 災害時の備えの充実	42
(3) 福祉のまちづくりの推進	45
4 障がい福祉サービス等の成果目標及び見込量	48
(1) 令和5年度の成果目標	48
(2) 障がい福祉サービス等の見込量	51
(3) 相談支援及び相談支援体制の充実・強化のための取組	58
(4) 発達障がい者等に対する支援【新規】	59
(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	60
(6) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組【新規】	61
(7) 障がい児支援	62
(8) 地域生活支援事業	64
(9) 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業	69
(10) 障がい福祉サービス見込量一覧	70
5 計画の推進に向けて	72
6 計画の進捗状況の点検及び評価	73
資料	74
箱根町障がい者福祉計画策定委員会 委員名簿	74

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

### ■□ 近年の障がい者施策の流れ □■

国では、平成28年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行されました。これは平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の考え方を反映し、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障がいのあるなしに関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律です。

また、平成28年8月に、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行されました。平成17年の「発達障害者支援法」の施行から10年が経過し、乳幼児から高齢期までの切れ目ない支援や家族などを含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援が必要となってきた背景から、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正されました。

さらに、平成30年4月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととされています。

そのほか、平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部改正（平成30年4月施行）が行われ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ることや、市町村においては、包括的な支援体制の整備のほか、市町村地域福祉計画の策定に努めるものとされました。

また、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、市町村は重層的支援体制整備事業を行うことができることとなっており、この法律は令和3年4月に施行されます。

一方、神奈川県では、平成31年に「かながわ障がい者計画」を策定し、障がい者の自立と社会参加の支援、障がい者の権利擁護と理解促進等に向けた施策の一層の推進を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す施策が推進されています。

## 近年の障がい者施策等の主な流れ

和暦 (西暦)	世界では…	日本では…	神奈川県では…
平成 23 年 (2011 年)		6 月 「障害者虐待防止法」成立 8 月 「障害者基本法の一部を改正する法律」 公布	
平成 24 年 (2012 年)		6 月 「障害者総合支援法」成立（*通称） 6 月 「障害者優先調達推進法」成立（*通 称）	「神奈川県障害福祉計画」（第 3 期）
平成 25 年 (2013 年)	新たな「アジア太平洋 障害者の十年」	6 月 「障害者差別解消法」成立（*通称） 9 月 「障害者基本計画（第 3 次）」閣議決定	
平成 26 年 (2014 年)		1 月 「障害者の権利に関する条約」批准	「かながわ障害者計画」改定
平成 27 年 (2015 年)		2 月 「障害を理由とする差別の解消の推進に 関する基本方針」閣議決定	「神奈川県障害福祉計画」（第 4 期） 「神奈川県手話言語条例」施行
平成 28 年 (2016 年)		4 月 「障害者差別解消法」施行（*通称） 5 月 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一 部を改正する法律」成立（*通称） 5 月 「成年後見制度の利用の促進に関する法 律」施行 8 月 「発達障害者支援法の一部を改正する法 律」施行	「ともに生きる社会かながわ 憲章」策定
平成 29 年 (2017 年)		3 月 「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決 定	
平成 30 年 (2018 年)		3 月 「障害者基本計画（第 4 次）」閣議決定 4 月 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一 部を改正する法律」施行（*通称） 4 月 「社会福祉法等の一部を改正する法律」施 行 5 月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促 進に関する法律の一部を改正する法律」成 立	「神奈川県障がい福祉計画」 (第 5 期)
平成 31 年 令和元年 (2019 年)		6 月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の 一部を改正する法律」成立	「かながわ障がい者計画」
令和 2 年 (2020 年)		5 月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促 進に関する法律の一部を改正する法律」成 立	
令和 3 年 (2021 年)		4 月 「地域共生社会の実現のための社会福祉 法等の一部を改正する法律」施行予定	

## ■□ 本町における計画の策定 □■

本町では、平成 27 年 3 月に障害者基本法に基づく「箱根町第 3 期障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく「第 4 期障がい福祉計画」を一体で策定し、また、平成 30 年 3 月には「第 5 期障がい福祉計画」と、児童福祉法に基づく「第 1 期障がい児福祉計画」を一体で策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この間、国における施策は、2020 年東京パラリンピックの開催決定、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行等の大きな動きがあったほか、政府において平成 30 年 3 月 30 日に障害者基本計画（第 4 次）が閣議決定され、今後 5 年間における障がい者施策のあり方が示されています。

国の計画では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」が掲げられており、障がい者自身による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっていきます。

このことから、これまで以上に障がい者の社会参加を促すための施策が重要と考えられ、今回、町が策定する「箱根町第 4 期障がい者計画」、「第 6 期障がい福祉計画」、「第 2 期障がい児福祉計画」においても、障がいの有無に関わらず、すべての住民の権利が守られ、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる、地域共生社会の実現を目指した施策を展開します。



## 2 障害者基本計画（第4次）の概要等

### （1）障害者基本計画（第4次）の概要

国の障害者基本計画（第4次）は、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定）であり、基本理念は「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」と定められています。

#### 1. 基本理念(計画の目的)

共生社会の実現に向け、障害のある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

#### 2. 基本的方向

- ① 2020年東京パラリンピックも契機として、社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力に推進
- ② 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- ③ 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
- ④ 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

#### 3. 各論の主な内容

- |                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| 1. 安全・安心な生活環境の整備            | 6. 保健・医療の推進         |
| 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 7. 行政等における配慮の充実     |
| 3. 防災、防犯等の推進                | 8. 雇用・就業、経済的自立の支援   |
| 4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止     | 9. 教育の振興            |
| 5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進      | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
|                             | 11. 国際協力の推進         |

### （2）基本指針の見直しについて

国の基本指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもので、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成するものです。

そして、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定にあたり、基本指針の改正が行われました。基本指針の改正の主なポイントは、以下の9点です。

#### ①地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

#### ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。
- ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。

### ③福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。
- 就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める。
- 地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携のさらなる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。

### ④「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。

### ⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- 発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
- 発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。

### ⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 難聴障がい児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- 児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。
- 障害児入所支援における 18 歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。
- 自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。

### ⑦障がい者による文化芸術活動の推進

- 国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。

### ⑧障がい福祉サービスの質の確保

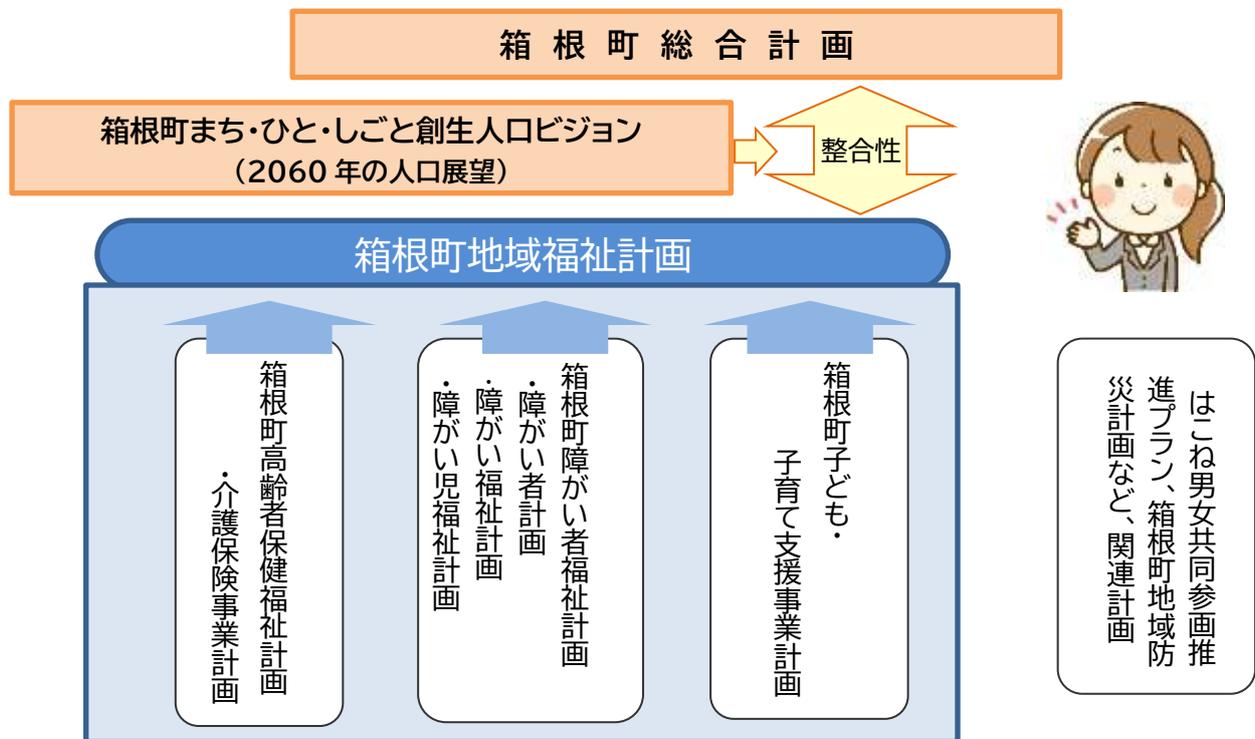
- 多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。

### ⑨福祉人材の確保

- 関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。

### 3 計画の位置づけ

- ◆ 本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- ◆ 国及び県それぞれが策定した関連の計画等や、町が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◆ 「箱根町第 6 次総合計画」（基本構想：平成 29～令和 8 年度）の部門計画として策定します。
- ◆ 町が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、町民や関係企業・各種団体等が自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。



<障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画>

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法（第 11 条第 3 項）	障害者総合支援法（第 88 条第 1 項）	児童福祉法（第 33 条の 20 第 1 項）
主な内容	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める	障がい福祉サービス等の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、期間任意	3 年を 1 期	

## 4 計画の構成と期間

本計画の期間は、次のとおりです。

なお、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針により3年を1期として策定することとされています。

第4期障がい者計画	令和3年度～8年度(6年間)
第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画	令和3年度～5年度(3年間)

## 5 策定の経緯

年月日	実施内容								
令和2年7月10日	第1回箱根町障がい者計画策定委員会（書面開催）								
令和2年7月～8月	箱根町障がい者福祉計画見直しに関するアンケート調査								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①調査対象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳所持者</li> <li>● 療育手帳所持者</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳所持者</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②調査方法</td> <td>● 郵送法</td> </tr> <tr> <td>③回収結果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳所持者（配布416 回収213 回収率51.2%）</li> <li>● 療育手帳所持者（配布63 回収26 回収率41.3%）</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳所持者（配布32 回収12 回収率37.5%）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	①調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳所持者</li> <li>● 療育手帳所持者</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳所持者</li> </ul>	②調査方法	● 郵送法	③回収結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳所持者（配布416 回収213 回収率51.2%）</li> <li>● 療育手帳所持者（配布63 回収26 回収率41.3%）</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳所持者（配布32 回収12 回収率37.5%）</li> </ul>
	項目	概要							
	①調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳所持者</li> <li>● 療育手帳所持者</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳所持者</li> </ul>							
②調査方法	● 郵送法								
③回収結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳所持者（配布416 回収213 回収率51.2%）</li> <li>● 療育手帳所持者（配布63 回収26 回収率41.3%）</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳所持者（配布32 回収12 回収率37.5%）</li> </ul>								
令和2年11月25日	第2回箱根町障がい者計画策定委員会								
令和2年12月15日 ～令和3年1月20日	パブリックコメント								
令和3年2月8日	第3回箱根町障がい者計画策定委員会（書面開催）								

## 第2章 障がいのある人等を取り巻く現状

### 1 人口等のようす

#### (1) 総人口等

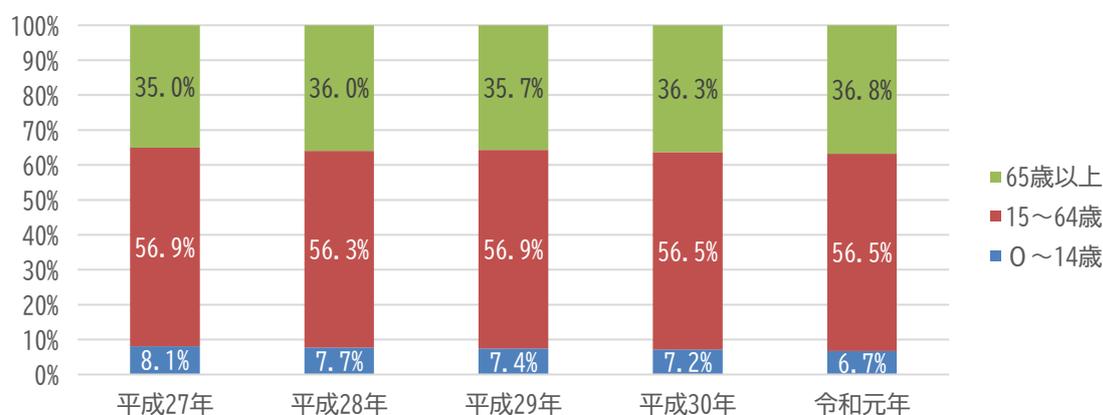
住民基本台帳人口による総人口は、減少傾向で推移しており、年齢3区分別の内訳をみると、0～14歳の年少人口は平成27年比21.4%減と、20%以上の減少となっているほか、15～64歳の生産年齢人口は平成27年比5.8%減、65歳以上の老年人口も平成28年以降は減少に転じています。

年齢3区分別の構成比は、令和元年9月末時点で年少人口が6.7%まで低下している一方、老年人口は36.8%まで上昇しており、老年人口の構成比（高齢化率）は、全国や県の平均（令和2年1月1日時点 全国28.5%、県25.4%）を大幅に上回る水準です。

#### ■年齢3区分別人口の推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27 →令和元 伸び率
総人口	人数	12,155	12,016	11,991	11,755	11,535	94.9%
年少人口 (0～14歳)	人数	986	930	891	847	775	78.6%
	構成比	8.1%	7.7%	7.4%	7.2%	6.7%	—
生産年齢人口 (15～64歳)	人数	6,911	6,764	6,821	6,636	6,513	94.2%
	構成比	56.9%	56.3%	56.9%	56.5%	56.5%	—
老年人口 (65歳以上)	人数	4,258	4,322	4,279	4,272	4,247	99.7%
	構成比	35.0%	36.0%	35.7%	36.3%	36.8%	—

#### ■年齢3区分別人口構成比の推移

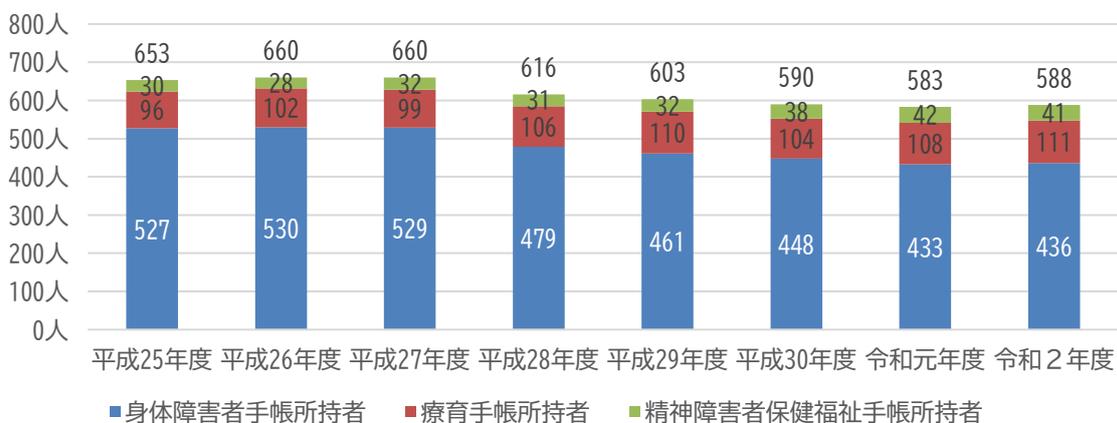


資料：住民基本台帳人口（令和元年9月末）

## (2) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は、令和2年度現在 588 人となっており、おおむね減少傾向で推移しています。身体障害者手帳所持者は、令和2年度現在 436 人となっており、おおむね減少傾向となっている一方、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、おおむね増加傾向となっています。

### ■障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度末、令和2年度のみ7月末）

### (3) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、令和2年度現在、65歳以上が345人で全体の79.1%を占めています。いずれの年齢区分もおおむね減少傾向で推移しています。

等級別で見ると、令和2年度現在、1級が180人で41.3%、4級が100人で22.9%を占めています。3級を除き、そのほかの等級はおおむね減少傾向で推移しています。

障がいの種類別で見ると、令和2年度現在、肢体不自由が201人で46.1%、内部障がいが164人で37.6%を占めています。

#### ■年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移 [単位：人]

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0～17歳	3	3	3	2	2
18～64歳	107	103	97	89	89
65歳以上	369	355	348	342	345
合計	479	461	448	433	436

#### ■等級別 身体障害者手帳所持者数の推移 [単位：人]

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	197	185	178	176	180
2級	81	74	76	72	70
3級	46	47	51	52	52
4級	114	115	105	98	100
5級	18	19	17	16	15
6級	23	21	21	19	19

#### ■障がいの種類別 身体障害者手帳所持者数の推移 [単位：人]

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障がい	53	52	47	40	39
聴覚平衡機能障がい	29	26	27	25	27
音声言語そしゃく機能障がい	5	6	5	5	5
肢体不自由	221	213	206	200	201
内部障がい	171	164	163	163	164

資料：福祉課（各年度末、令和2年度のみ7月末）

## (4) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数を年齢別で見ると、令和2年度現在、18～64歳が76人で全体の68.5%を占めています。

障がいの程度別で見ると、令和2年度現在、B1（中度）、B2（軽度）の総数が73人で65.8%を占めています。

年齢別・障がいの程度別で見ると、令和2年度現在、0～17歳、18～39歳、40～64歳はB1、B2の総数がいずれも70%以上を占めている一方、65歳以上はA1（最重度）、A2（重度）の総数が60%以上を占めています。

### ■年齢別 療育手帳所持者数の推移 [単位：人]

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0～17歳	16	16	14	14	14
18～64歳	70	70	70	74	76
65歳以上	20	24	20	20	21
合計	106	110	104	108	111

### ■障がいの程度別 療育手帳所持者数の推移 [単位：人]

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A1	14	13	13	13	13
A2	21	26	23	25	25
B1	34	38	35	33	34
B2	37	33	33	37	39

資料：福祉課（各年度末、令和2年度のみ7月末）

### ■年齢別・障がいの程度別 療育手帳所持者数 [単位：人]

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
A1	13	1	6	3	3
A2	25	3	5	7	10
B1	34	1	10	17	6
B2	39	9	18	10	2

資料：福祉課（令和2年7月末）

## (5) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別で見ると、令和2年度現在、18～64歳が37人で90.2%を占めており、おおむね増加傾向で推移しています。

等級別で見ると、令和2年度現在、2級が21人で51.2%、3級が14人で34.1%を占めています。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和2年度現在100人となっており、増加傾向で推移しています。

### ■年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 [単位：人]

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0～17歳	0	0	0	0	0
18～64歳	28	31	37	38	37
65歳以上	3	1	1	4	4
合計	31	32	38	42	41

### ■等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 [単位：人]

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	5	6	6	6	6
2級	14	11	16	20	21
3級	12	15	16	16	14

### ■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移 [単位：人]

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立支援医療 受給者（精神通 院）	89	87	97	98	100

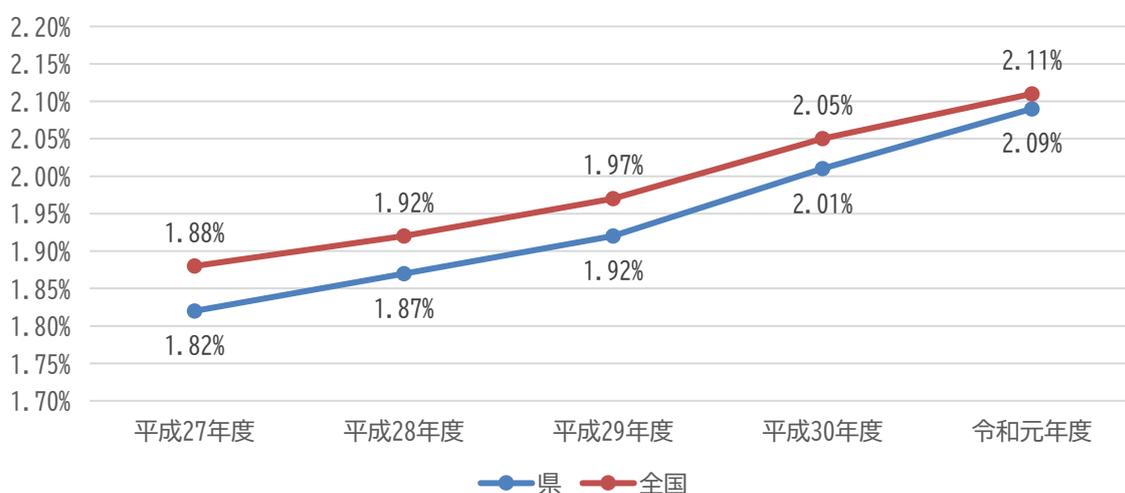
資料：福祉課（各年度末、令和2年度のみ7月末）

## (6) 就労状況① (民間企業)

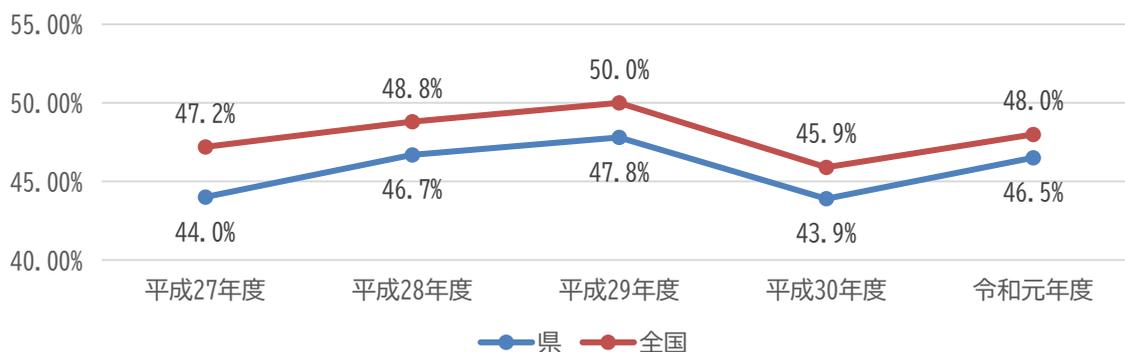
民間企業における障がい者雇用の状況をみると、令和元年度の県内における民間企業（45.5人以上規模の企業）の実雇用率は2.09%で、全国の平均を下回り、法定雇用率（2.2%）も下回る水準です。

民間企業における法定雇用率の達成企業率は、令和元年度実績で県は46.5%となっており、全国の平均を下回る水準です。

### ■民間企業における実雇用率



### ■民間企業における法定雇用率の達成企業率



資料：障害者雇用状況の集計結果（各年度6月1日）

## (7) 就労状況② (町職員)

町職員の障がい者雇用の状況を見ると、令和元年度は7人が雇用されており、法定雇用者数(7人)を達成しています。

### ■町職員の障がい者雇用状況

	算定基礎 労働者数	障がい者雇用人数				法定 雇用者数	雇用率 (%)
		身体障 がい者	知的障 がい者	精神障 がい者	合 計		
平成 27 年度	278	6	0	0	6	6	2.16
平成 28 年度	278.5	6	0	0	6	6	2.15
平成 29 年度	274	7	0	0	7	7	2.55
平成 30 年度	291	8	0	0	8	7	2.75
令和元年度	289	7	0	0	7	7	2.42

資料：障害者雇用状況の集計結果（各年度6月1日、平成29年度は12月1日時点）

## (8) 就学状況

特別支援学級の状況をみると、令和元年度現在、小学校3校に7学級が設置され、17人が通学しています。また、中学校1校に3学級が設置され、5人が通学しています。

その他、県立特別支援学校へ通学している児童・生徒もいます。

### ■特別支援学級の状況（小学校）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置校数 (校)	3	3	3	3	3
学級数(級)	5	5	6	7	7
児童数(人)	10	11	13	13	17

### ■特別支援学級の状況（中学校）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置校数 (校)	1	1	1	1	1
学級数(級)	2	3	3	3	3
生徒数(人)	8	9	6	6	5

資料：教育委員会（各年度5月1日）

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

障がいの有無に関わらず、町民一人ひとりが住み慣れた地域の中で、いつまでもその人らしく自立して心豊かに暮らすことができ、いきいきと社会参加していけるようなまちにしていくことは、すべての町民の願いであると言えるでしょう。

そのような実現に向けて、町民・地域・行政等がそれぞれの役割を分担し、本町にふさわしい地域福祉体制を築いていくことが必要です。

本計画は、第3期障がい者計画の基本理念を引き継ぎ、今後も障がい福祉における町民・地域・行政の共通の目標として、「地域共生社会」の実現に向けた施策を総合的に展開いたします。

障がいのある人もない人も  
住み慣れた地域でその人らしく  
自立し、安心して暮らし  
いきいきと参加できるまち



## 2 計画の基本目標

本計画の基本目標は、長期的な展望に立つ次の3つを継承し、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

### 《基本目標1》 障がいのある人の地域生活への支援

「住み慣れた地域で安心して、その人に合った形で自立した生活を送れる」よう、地域における自立生活のための基盤づくりとその充実に努め、障がいがあっても暮らし続けられるまちづくりを進めます。

- 障がいのある人が困りごと、悩みや不安を抱えたとき、気軽に相談し、情報を得ることができるような、包括的な支援体制の充実を図ります。
- 障がい福祉サービスの質・量の向上や充実を目指すとともに、障がいのある人がサービスを利用することになった際に適切で効果的な利用が図れるよう、ケアマネジメントの体制の確立を図ります。また、障がいのある人の権利擁護を推進します。
- 障がいのある人のための保健・医療サービスの充実とともに、障がい児の健やかな育成のための発達支援の充実を図ります。

### 《基本目標2》 障がいのある人の社会参加への支援

障がいのある人も地域社会の一員として、生きがいを持って生活を送れるよう、「様々な社会活動にいきいきと参加していく」ことを支援するまちを目指します。

- 関係機関との連携を図りながら、障がいの種類や程度に応じた就労の促進・支援を図ります。
- スポーツ・レクリエーション活動や文化活動等のいわゆる余暇活動の促進を図ります。
- 社会参加をしていく基礎的素養を育てるため、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障がいの特性や状態に応じた保育・教育体制の整備を推進します。
- 社会参加のための意思疎通の支援に努めます。

## 《基本目標3》 人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人もない人も誰もが快適な暮らしができるよう、人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

- 国や県の法律や条例に則って、バリアフリー・ユニバーサルデザインの福祉のまちづくりを推進します。
- 障がいや障がいのある人に関する正しい知識の普及と差別解消のために、理解を促進するための広報・啓発活動に努めます。
- 「箱根町地域防災計画」の施策・事業と連携しながら、防災体制の充実を図ります。
- 災害時、又は災害の発生が予測されるときに、災害時要援護者の避難支援を地域で行えるよう「箱根町災害時要援護者避難支援計画」を推進し、障がいのある人等が安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。



## 3 計画の基本的な視点

計画の基本理念や3つの基本目標を実現するため、次のような視点に留意しながら本計画を推進します。

### ◆ 障がいのある人への偏見や差別の解消と権利擁護の推進

地域社会全体で日常的に障がいのある人を支え、災害時等においても助け合っていくためには、町民の参加と協力が不可欠であり、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を広め、共に育ち、共に学ぶ教育を推進し、偏見や差別を解消していくことが必要です。また、成年後見制度の利用促進や虐待の防止など、障がいのある人の権利擁護を推進する必要があります。

### ◆ ライフステージに応じた切れ目のない包括的な支援の実現

障がいのある人が地域の中でその人らしく生きていけるよう、乳幼児期、学齢期、青年期等のライフステージに応じて、保育、教育、住まい、就労等の面で、保健・医療・福祉等の様々な関係機関が連携して、行政の縦割りの弊害をなくし、切れ目のない包括的な支援を実現していくことが必要です。

### ◆ 障がいのある人の自己選択と自己決定に基づく、自立生活の支援

障がいのある人が、自らの意志と判断に基づいて、地域社会へ参加や自己実現していくことを支援するとともに、周辺自治体との連携により必要な生活支援サービスや福祉サービスの提供基盤の確保に努める必要があります。

### ◆ 安全安心のまちづくり

すべての人が住みやすい福祉のまち（＝ユニバーサルデザインのまち）づくりとともに、地域の防災対策の強化を図る必要があります。

## 4 令和5年度・8年度の障がい者数の推計

本町の障がい者数(手帳所持者数)は、令和5年度までは横ばいで推移する見込みとなっており、令和8年度も微減の見通しです。

療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、いずれも増加を見込んでおり、手帳所持者の総人口に対する比率は、令和8年度には6%近くまで上昇する見通しです。

### ■障がい者(手帳所持者)数の実績と見込み

区分	実績	推計			推計
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
総人口	11,535	10,936	10,801	10,665	10,247
身体障害者手帳所持者数	433	427	421	415	397
療育手帳所持者数	108	115	118	122	132
精神障害者保健福祉手帳所持者数	42	43	45	46	51
合計	583	585	584	583	580
対総人口比率 (単位：%)	5.1%	5.3%	5.4%	5.5%	5.7%

資料：総人口の実績は住民基本台帳人口(9月末)、推計は国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口(令和8年度は国の推計を基に町で推計)

手帳所持者数の実績は福祉課(年度末)、推計は過去の伸びに基づき町で推計

## 第4章 基本計画

### 計画体系図

#### 基本理念

～障がいのある人もない人も 住み慣れた地域でその人らしく  
自立し、安心して暮らしたいいきいきと参加できるまち～

1 障がいのある人の  
地域生活への支援

- (1) 包括的な相談支援体制・情報提供体制の充実
- (2) 障がい福祉サービス等の充実
- (3) 権利擁護のための施策の充実
- (4) 保健・医療サービスの充実

2 障がいのある人の  
社会参加への支援

- (1) 就労の促進、支援
- (2) 意思疎通支援の充実と社会参加活動の促進
- (3) 障がい児の保育・教育、児童発達支援の充実

3 人にやさしいまち  
づくりの推進

- (1) 障がいのある人への理解の推進
- (2) 災害時の備えの充実
- (3) 福祉のまちづくりの推進

4 障がい福祉サービス等  
の成果目標及び見込量  
(第6期障がい福祉計画・  
第2期障がい児福祉計画)

- (1) 令和5年度の成果目標
- (2) 障がい福祉サービス等の見込量
- (3) 相談支援及び相談支援体制の充実・強化のための取組
- (4) 発達障がい者等に対する支援【新規】
- (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (6) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組【新規】
- (7) 障がい児支援
- (8) 地域生活支援事業
- (9) 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業
- (10) 障がい福祉サービス見込量一覧

5 計画の推進に向けて

- (1) 保健・医療・福祉の連携
- (2) 関係機関等との連携
- (3) 民間企業の参画
- (4) 町民の参画
- (5) 人材の確保と資質の向上
- (6) 推進体制の確立

6 計画の進捗状況の  
点検及び評価

# 1 障がいのある人の地域生活への支援

## (1) 包括的な相談支援体制・情報提供体制の充実

### ◆現状と課題

障がいのある人にとって、地域の中で安心して暮らしていくためには、悩みや困りごと、福祉サービスの利用などについて、身近で気軽に相談できる場とともに、生活に必要な情報を確実に得られることが不可欠な要素です。

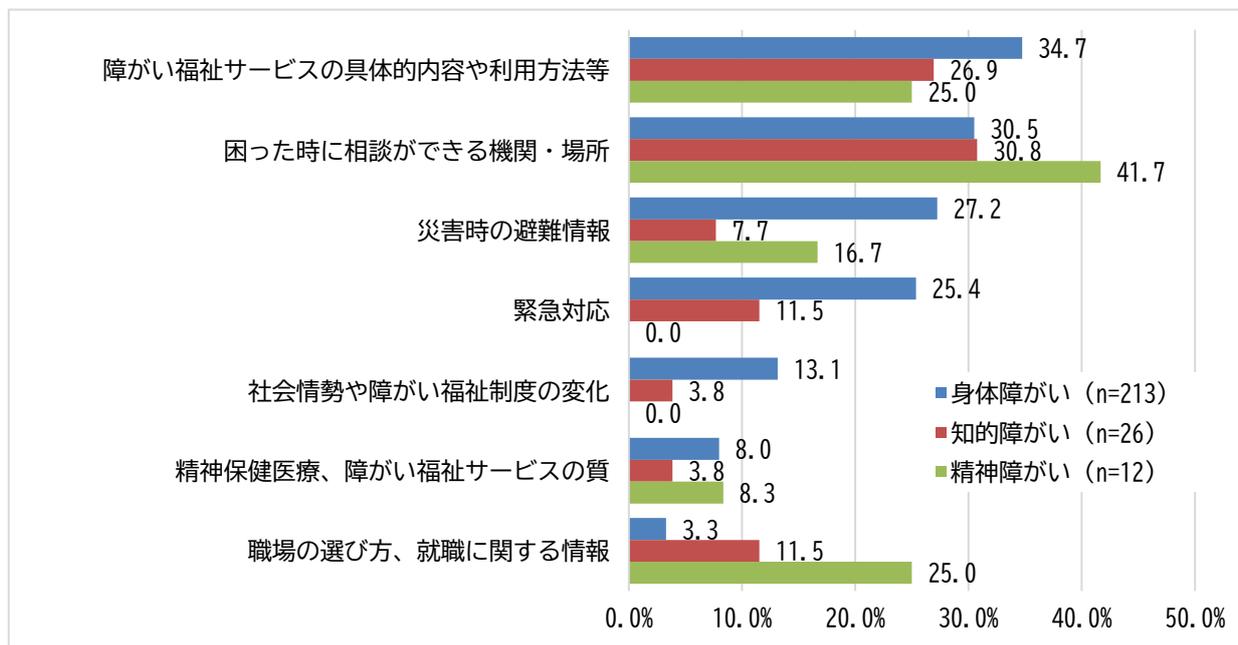
本町では、福祉課や社会福祉協議会で、社会福祉士や保健師等の専門職員が障がいのある人からの様々な相談に応じているほか、小田原市、真鶴町、湯河原町とともに委託をしている「おだわら障がい者総合相談支援センタークローバー」が、障がいの種別を問わず相談に対応しており、出張福祉相談会やピアカウンセリング、高次脳機能障害専門相談も行っています。

情報提供については、広報はこねや「障がい者の方のための制度あんない」、町ホームページ上での情報提供等を行っており、平成 28 年度にリニューアルした町のホームページは、アクセシビリティを意識したものとなっています。また、視覚障がい者に対しては、朗読ボランティアの活動による「声の広報」も発行されています。

障がいのある人の生活課題は、高齢化や世帯の細分化等に伴い、複合化・複雑化しており、様々な相談に包括的に対応できる体制づくりが求められるとともに、必要な情報を円滑に取得できるよう、様々な媒体を通じた情報提供の充実が求められます。

### ◆アンケート結果 今後充実してほしい情報は？

**障がい福祉サービスに関する情報や相談機関・場所の情報等が特に求められています！**



## ◆具体的な施策・事業

### ①包括的な相談支援体制の充実

- 相談窓口の利便性や手続きの簡素化、関係課・関係機関の連携体制に配慮していくとともに、サービスに関する苦情の受付・処理も含め、相談支援の充実に努めます。
- 民生委員・児童委員の活動を支援し、地域での身近な相談・指導の充実に努めます。
- 障がいのある人の立場での適切な助言や生活設計支援を実現するため、障がい当事者同士による相談や対話（ピアカウンセリング）を促進します。
- おだわら障がい者総合相談支援センタークローバーは、引き続き出張福祉相談会を行うほか、ピアカウンセリング、高次脳機能障害専門相談にも対応します。その相談業務について広く周知を図ります。
- 町内外の医療機関や県総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、小田原児童相談所、小田原保健福祉事務所、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の関係機関との連携とともに、複合化・複雑化する生活課題への対応の強化を図るため、「重層的支援体制整備事業」（次ページ参照）の実施を検討していきます。

### ②障がい者ケアマネジメントの充実

- 障害支援区分認定審査会の充実に努め、障がいのある人が自分らしい地域での暮らしを実現できるよう、一人ひとりの状況やニーズに合った支援を図ります。
- 障がい福祉サービス等を利用する、すべての障がいのある人が、適切なサービスの提供を受けられるようにサービス等利用計画の作成を促進し、計画相談支援事業所等との連絡調整を行います。

### ③福祉情報の提供推進

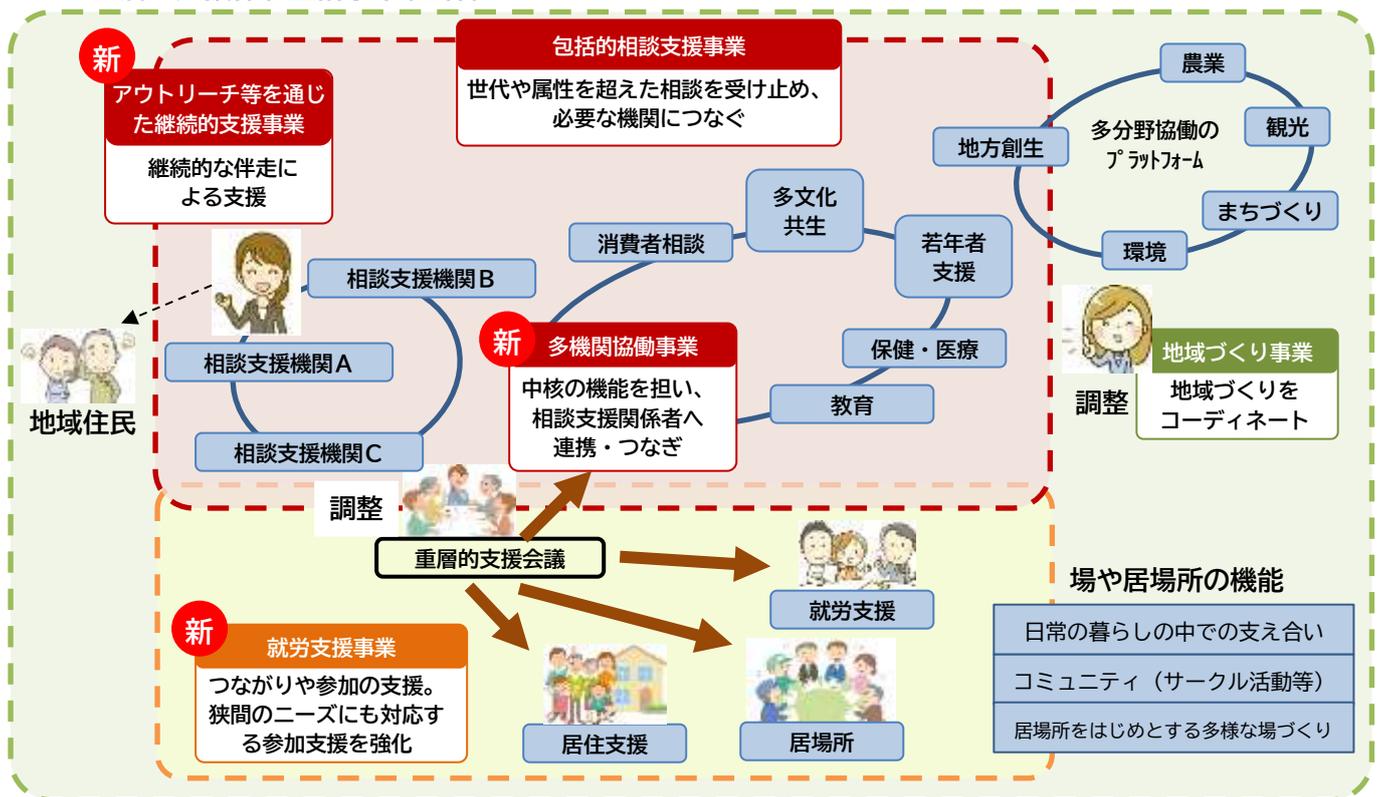
- 障がい福祉サービスや障がい者団体等に関する情報を網羅したガイドブックやパンフレット、チラシの作成及び障害者手帳交付時における配布を継続し、サービス情報の提供に努めます。
- 町広報紙等の各種紙媒体や、ホームページ等を利用した情報提供を推進します。

## ■ 重層的支援体制整備事業の概要

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法の改正に伴い、次の①～③を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

<p>① 相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護(地域支援事業)、障がい(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める、包括的相談支援事業を実施。</li> <li>● 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。</li> <li>● 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。</li> </ul>
<p>② 参加支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ちたり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施。</li> </ul> <p>(※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど (※2)就労支援、見守り等居住支援 など</p>
<p>③ 地域づくり事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障がい(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施。</li> <li>● 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保。 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能</li> </ul>

## ■ 重層的支援体制整備事業(全体)イメージ



## (2) 障がい福祉サービス等の充実

### ◆現状と課題

障がいのある人や特定の疾患のある人にとって、地域の中での自立した生活を支援する障がい福祉サービスは不可欠なものです。

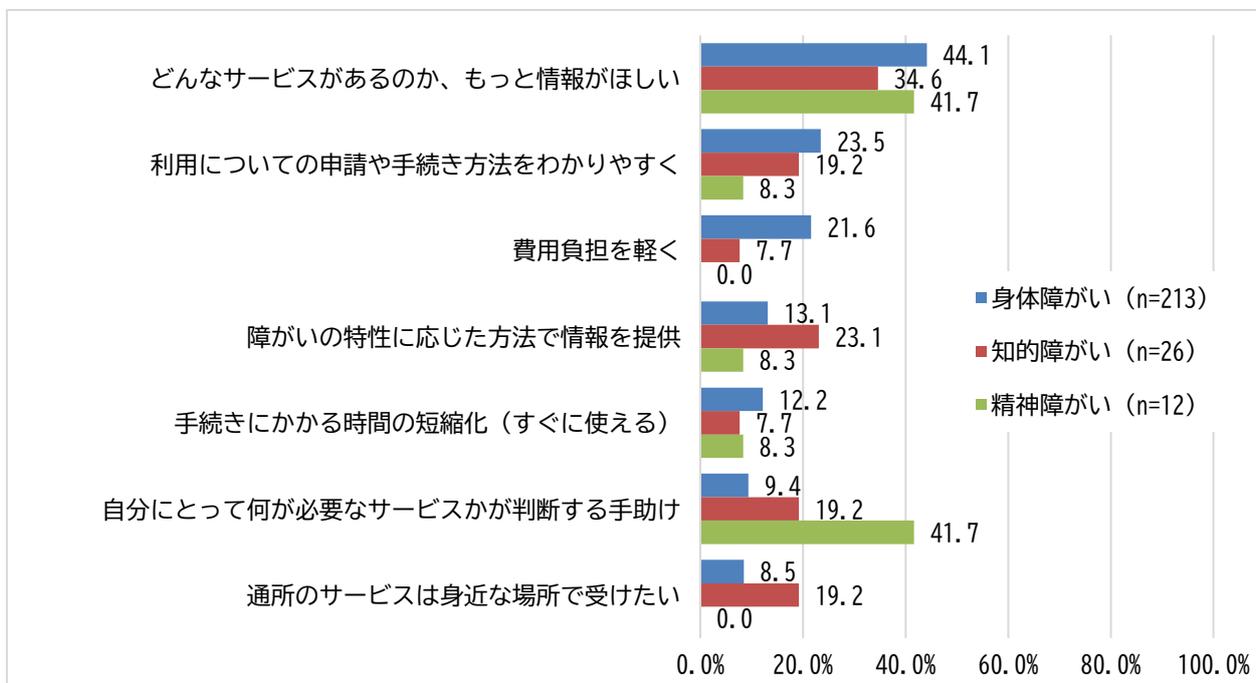
本町では、町内外の事業所を通じて、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援が提供されているほか、地域の特性や利用者の状況に応じた支援を提供する地域生活支援事業を展開しています。

今後も、障がいのある人の在宅における、よりその人らしい生活が可能となるよう、一人ひとりのニーズに対応すべく訪問系サービス、日中活動の場、居住の場、相談支援に関する各種サービスの充実を図るとともに、自立生活を支援するよう総合的に提供していく必要があります。

また、高齢化に伴い、介護保険制度に基づくサービスへの円滑な移行など、高齢者福祉や介護分野との連携強化が求められます。

### ◆アンケート結果 障がい福祉サービスをより利用しやすくするためには？

**もっと情報がほしい、申請や手続きをわかりやすくといった意見が多い！**



## ◆具体的な施策・事業

### ①サービス情報の提供

- 利用者がサービスを選択しやすいよう、計画相談支援事業所等と連携し、障がい福祉サービスや地域生活支援事業に関する情報提供に努めます。

### ②訪問系サービスの提供

- 町内の事業所を通じて、居宅介護（自宅での入浴、排せつ、食事の介護等）と同行援護（移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援）を実施しており、ニーズに応じた身体介護・家事援助等のサービスを提供します。

### ③日中活動系サービスの提供

- 町外の事業所を通じて、生活介護（昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供）や就労継続支援（一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供）などのサービスを提供しており、今後もニーズに応じた日中活動の機会及び場の確保に努めます。
- 短期入所（ショートステイ）については、ニーズに応じた事業所の確保に努めるとともに、短時間の預かり等を行うレスパイトサービスについて、事業者と連携を図り、促進に努めます。
- 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業「県西あんしんネット」への登録を促進し、重度障がい者への緊急的な支援や円滑なサービス提供を図ります。

### ④居住系サービスの提供

- 町外のグループホームや入所施設を通じて、居住系サービスを提供しており、今後もグループホームの利用が円滑に進むように、情報を収集し、情報提供に努めるとともに、入所が必要な重度障がい者等については、施設入所支援に努めます。

### ⑤補装具・日常生活用具の給付

- 身体上の障がいを補い、日常生活を容易にする補装具や日常生活用具の給付を行います。
- 必要な人の利用を促進するため、制度の周知に努めます。

### ⑥移動支援事業の実施

- ニーズに応じて、移動が困難な障がい者等に、屋外での外出の支援を行います。

### ⑦地域活動支援センター事業の実施

- 町内の事業所を通じて、障がいのある人の自立を図り、生きがいを高めることを目的に、創作的活動、軽作業、日常生活訓練等を行います。

### ⑧訪問入浴サービス事業の実施

- 町外の事業所を通じて、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

### ⑨日中一時支援事業の実施

- 障がいのある人等の家族の就労支援、家族が一時的に休息することを目的に、障がいのある人等の日中における活動の場を提供します。

### ⑩住宅改造助成制度の普及

- 日常生活が円滑に送れるように住宅改造の助成を行う重度身体障害者住宅改造助成や生活福祉資金貸付制度の住宅資金等の周知・普及を図ります。

### ⑪経済的支援制度の周知

- 障害年金・特別障害者手当等の経済的支援制度について、周知を図ります。



### (3) 権利擁護のための施策の充実

#### ◆現状と課題

障がいのある人にとって、住み慣れたまちで安心して暮らしていくためには、差別や虐待から守られる権利擁護の体制が確立されていることが不可欠です。

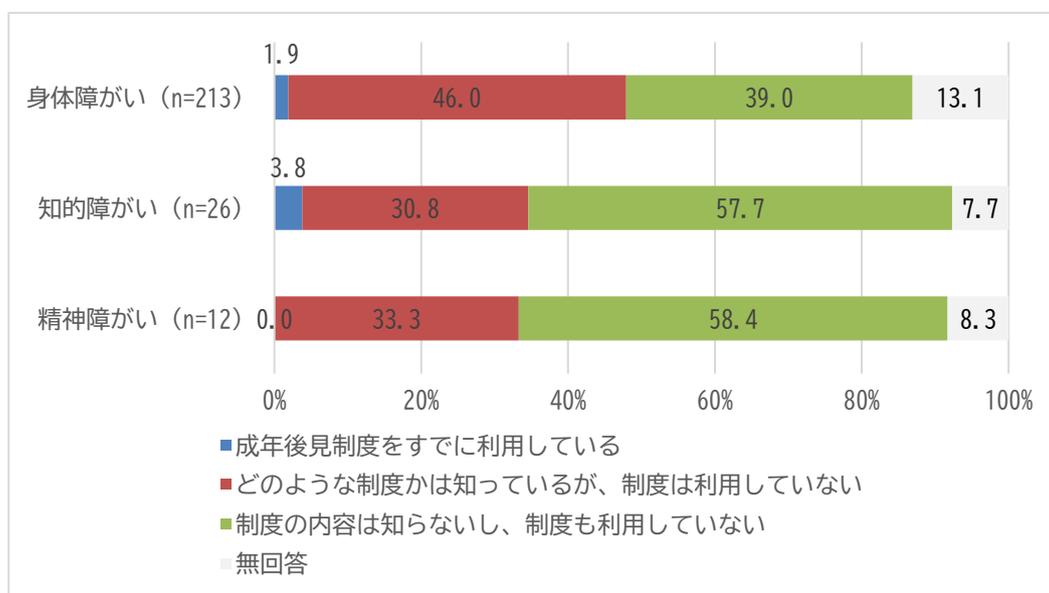
平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待防止法」、平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」に基づき、虐待を防止するとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現を図ることが求められます。

本町では、福祉課が虐待の通報先となっているとともに、「高齢者虐待防止ネットワーク」を設けて、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、自治会等の連携の元で虐待防止に取り組んでおり、引き続き連携強化による取組の推進を図る必要があります。

また、知的障がいや精神障がい、認知症等により判断能力が十分でない人への支援として、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と利用促進を図る必要があります。

#### ◆アンケート結果 成年後見制度の利用意向は？

**知的障がいや精神障がいの6割近くが制度の内容を知らないと回答！**



## ◆具体的な施策・事業

### ①成年後見制度の相談や申立支援

- 判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、電話や窓口で成年後見制度に関する相談に対応するほか、制度の利用手続きや申立に関する支援、申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行います。
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための計画の策定を進めます。

### ②日常生活自立支援事業の周知と利用促進

- 日常生活自立支援事業について、相談窓口を通じて福祉サービスの利用支援と併せて事業の活用促進を図るとともに、社会福祉協議会の広報紙等を通じて周知し、利用を促進します。

### ③虐待防止対策の推進

- 障がいのある人への虐待防止のためのネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。
- 事案が発生し、保護が必要とされる場合には県西圏域で締結した「被虐待障害者の緊急一時保護に関する協定」により、虐待を受けた方を一時保護する等迅速に対応します。



## (4) 保健・医療サービスの充実

### ◆現状と課題

障がいのある人にとって、地域の中で安心して生活を続けていくためには、障がいや疾病に対する専門的な医療サービスが必要不可欠です。

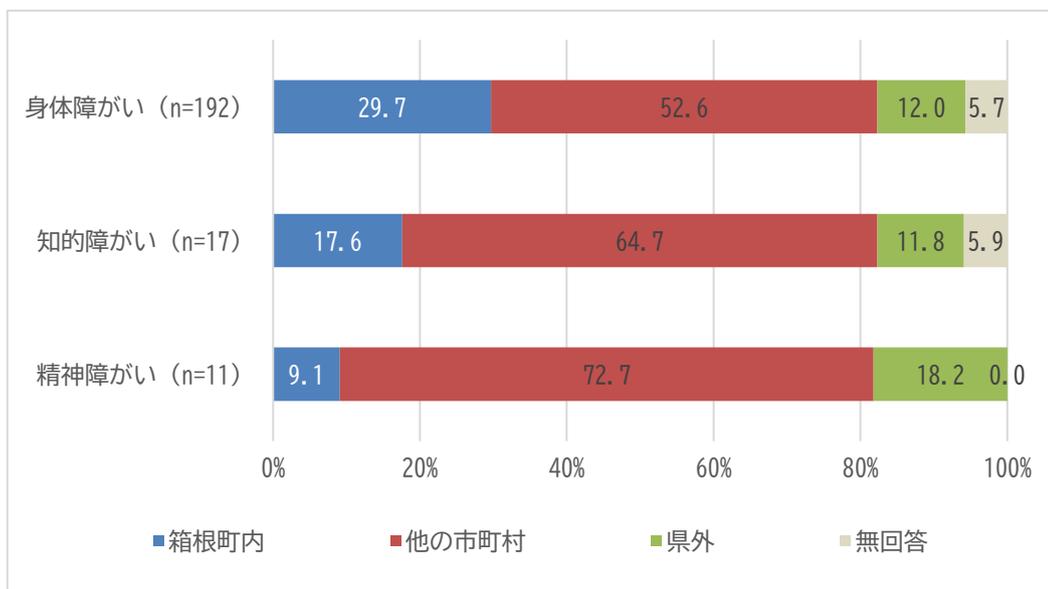
精神障害者保健福祉手帳所持者や自立支援医療（精神通院）受給者は、おおむね増加傾向となっており、心の健康づくり事業等を通じた精神疾患の予防等が重要となるほか、医療、福祉、介護、就労等の関係機関が連携して、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る必要があります。

また、乳幼児への訪問や健康診査等を通じて、障がいの早期発見・早期対応に努めることや、地域医療の充実等を進めることが求められます。

なお、本町の場合は、町外の医療機関に通院している人も多く、医師会と連携して、町内の地域医療資源の維持とともに、広域で専門医療の充実を図る必要があります。

### ◆アンケート結果 利用する主な病院、診療所は？

他の市町村の病院等を利用している人が半数以上です！



## ◆具体的な施策・事業

### ①疾病予防・早期発見・早期対応の推進

- 妊婦健康診査、妊産婦訪問指導等を実施し、母子の健康の保持・増進を図ります。
- 乳児家庭全戸訪問事業を始めとする乳幼児への訪問や乳幼児健康診査、健康教育等の充実を図り、関係機関と連携しながら、障がいの予防及び早期発見・対応に努めます。
- 生活習慣病等疾病の予防のため、各種健康診査、健康教育や健康相談等の充実を図ります。
- 心の健康づくり事業の充実・強化を図ります。
- 介護予防や介護度の重度化防止施策を推進します。

### ②地域医療の充実

- 休日急患医療について、医師会と連携を図り、引き続き実施していきます。
- 夜間急患医療について、医師会と協力し、今後も進めていきます。
- 歯科医師会の協力を得て、訪問歯科診療の充実を図ります。
- 地域で歯科治療が困難な障がいのある人のため、専門的機関と連携を図り歯科治療を推進します。

### ③医療給付等の利用促進

- 重度障害者医療費助成の周知を図るとともに、医師会の協力を得ての申請の簡略化と窓口払いの無料化を継続します。
- 自立支援医療（更生、育成、精神通院）制度、特定疾病・小児慢性特定疾病医療費公費負担制度等について周知を図ります。

### ④精神保健活動の推進

- 町民に対して、精神障がいへの正しい理解の普及に努めます。
- 精神科等に通院している人や精神障がいのある人及びその家族を対象とした生活教室の開催を継続し、対象者の社会参加を促進します。
- 精神障がい者の社会復帰を支援・促進するため、相談支援事業所を始めとする関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する相談や指導の実施・充実を図ります。また、出張福祉相談会の周知及び利用促進に努めます。

## 2 障がいのある人の社会参加への支援

### (1) 就労の促進、支援

#### ◆現状と課題

障がいのある人にとって、地域の中で自立した生活を送るためには、社会参加の一つである就労が重要であり、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することが、個人にとっても、地域社会にとっても不可欠なことです。

関係機関と連携して町内の事業主への働きかけ等、より一層の就労促進に取り組んでいく必要があります。

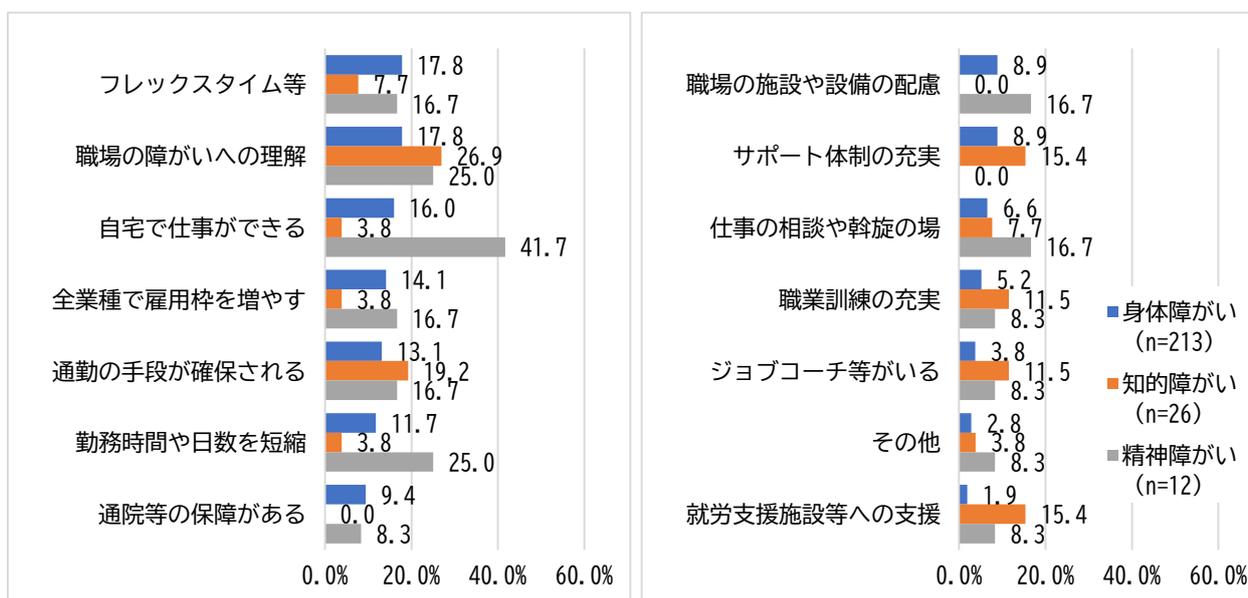
また、令和元年度実績の町役場における障がい者雇用者数は7人で、法定雇用者数を達成しており、令和3年1月からは法定雇用率の引き上げ（民間企業 2.2%→2.3%、地方公共団体 2.5%→2.6%）が予定されていることから、町役場及び関係機関が率先して障がい者雇用を励行することが重要です。

今後も、公共職業安定所（ハローワーク）や県、圏域の他市町と連携を図りながら、障害者雇用促進月間などの機会を通じて、企業等に対して障がいのある人の就労に対する理解を啓発するとともに、雇用についての制度の紹介や相談の機会の拡充を図る必要があります。

さらに、町外の就労移行支援や就労定着支援、就労継続支援の事業所と連携を図りつつ、一般就労への移行や就労への定着、一般就労が困難な人への就労の場の提供に努めることが求められます。

#### ◆アンケート結果 障がいのある人が働きやすくなるためには？

**フレックスタイム等の自由な働き方や職場の理解、自宅での仕事などが上位！**



## ◆具体的な施策・事業

### ①関係機関との連携強化

- 障がいのある人の就労と雇用の安定を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、神奈川障害者職業センター、職業能力開発校、障害者支援センターぽけっと（障害者就業・生活支援センター）及び就労移行支援サービス提供事業者等との連携を維持、強化します。

### ②一般就労及び就労定着の促進

- 障がいのある人の雇用拡大のため、障害者雇用支援月間等の啓発を実施します。
- 町外の就労移行支援や就労定着支援の事業所と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進します。

### ③公的機関の雇用の促進

- 町職員への障がいのある人の雇用について、法定雇用者数の達成に努めます。
- 障害者支援施設や養護学校の方の町役場への職場実習の受け入れを検討します。

### ④福祉的就労の充実

- 福祉施設等の製品を販売する福祉の店等の支援に努めます。
- 「箱根町障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づき、町が行う物品等の調達に際して、障害者就労施設等からの調達を推進します。
- 町外の就労継続支援事業所と連携を図り、事業の促進に努めます。

## (2) 意思疎通支援施策の充実と社会参加活動の促進

---

### ◆現状と課題

障がいのある人にとって、地域の中で自立した生活を送るためには、より多くの情報を円滑に取得・利用し、意思表示や意思決定などのコミュニケーションを行えるよう支援することが重要です。

特に視覚障がい者や聴覚障がい者等は、情報の収集やコミュニケーションの確保に大きなハンディキャップを抱えており、日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、意思疎通支援が不可欠です。

神奈川県では、平成 27 年 4 月に「神奈川県手話言語条例」が施行されており、本町においても手話に対する理解を深め、これを普及していくことが必要であるほか、ICT（情報通信技術）の急速な進展は、障がいのある人の情報利用環境の改善・向上につながっていることから、ICTの利活用を支援し、社会参加活動を促進することも重要です。

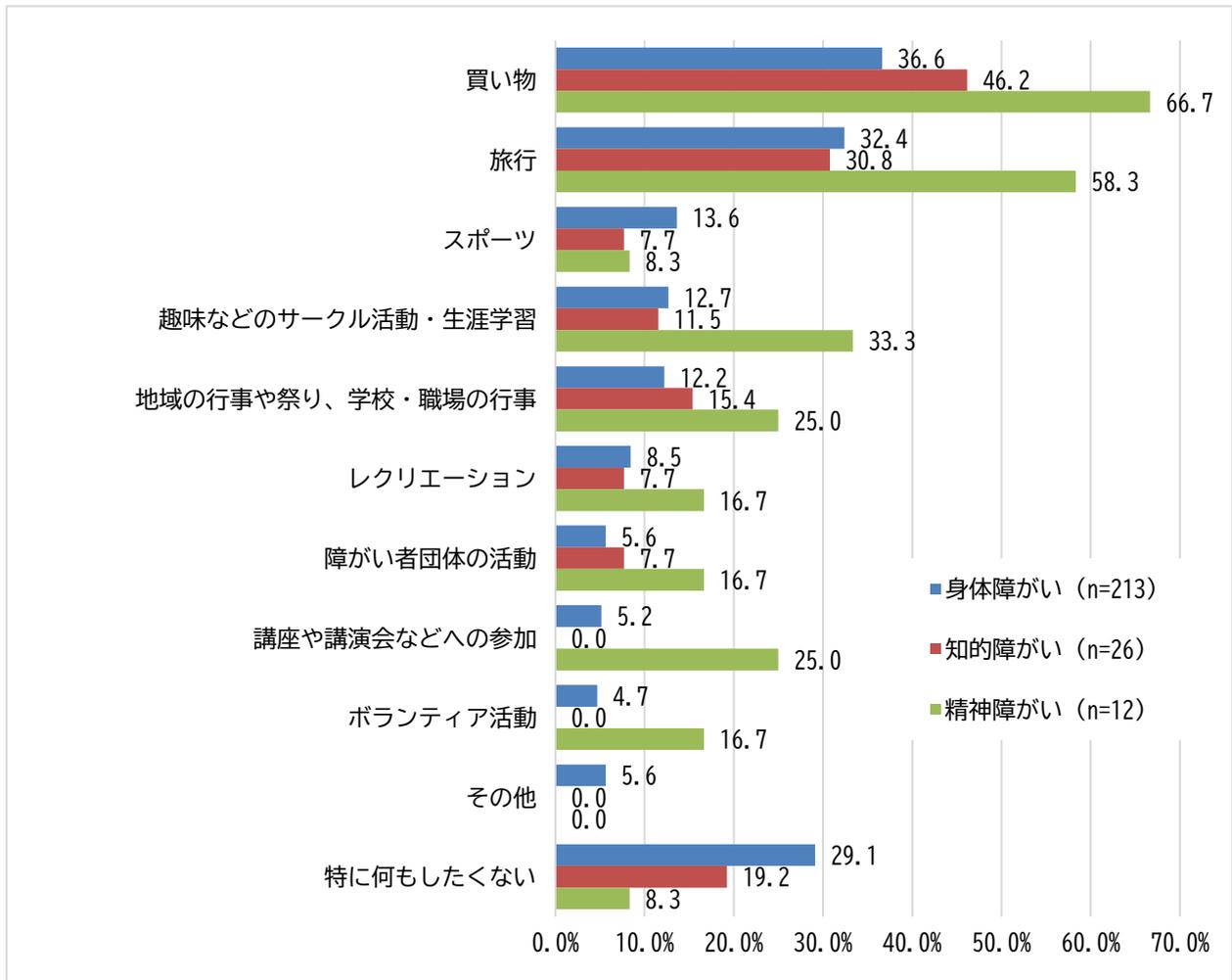
また、障がいのある人の生活の質を向上させる上で、スポーツ・レクリエーション、文化芸術等の余暇活動は重要な役割を果たします。文化芸術活動については、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月に施行されており、今後も障がいの有無に関わらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、関係する活動を幅広く促進していく必要があります。

さらに、スポーツ活動の充実、サークル活動等の自主的な活動への支援が求められます。

なお、地域の障がい関連団体は、当事者への相談・情報提供、支え合い・助け合い、レクリエーションや社会参加の機会やきっかけとしてかけがえのないものです。今後も箱根町手をつなぐ育成会への支援を継続していく必要があります。

◆アンケート結果 今後どのような活動をしたいか？

買い物や旅行、スポーツや趣味の活動などが上位！



◆具体的な施策・事業

①意思疎通支援事業等の推進

- 障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業及び手話奉仕員養成事業の推進を図ります。
- 意思疎通支援を担う人材の育成・確保に努めます。
- 町広報紙等の音声化を継続し、視覚障がい者への町政情報の円滑な提供を図ります。
- 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づき、相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者に対して、障がい者の意思決定支援に配慮した取組を促します。

## ②公共施設利用への支援

- 障がいのある人が利用しやすいような公共施設の管理運営に配慮します。
- 障がいのある人が公共施設を利用する場合の使用料の軽減を継続します。
- 本町主催の催しものにおいて、聴覚障がい者が参加できるよう手話通訳の導入に努めます。また、視覚障がい者についても、配慮するよう努めます。

## ③生涯学習活動の促進

- 障がいのある人もない人も、共に参加できる各種講座やスポーツ等の教室開催に努めます。
- 手話等のボランティア等の協力を得て、各種講座や教室等へ参加できる条件を整えていきます。
- 各障がい者団体による自主的な学習活動への支援に努めます。

## ④スポーツ・レクリエーション活動の振興

- 各種障がい者スポーツ・レクリエーション大会への障がいのある人の積極的な参加を呼びかけ、障がい者スポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じての交流や社会参加を図ります。

## ⑤文化芸術活動の振興

- 文化芸術活動への参加を容易にするため、手話等のボランティア等の協力を得ながら、文化施設の利用促進を図ります。
- 各種文化芸術行事を開催するとともに、作品展等、障がいのある人の文化活動の成果の周知への支援を継続します。
- 障がい者団体による各種の文化芸術活動への支援を継続します。
- 小中学校の子どもたちに対する優れた文化芸術の鑑賞・体験機会の充実に努めます。

## ⑥障がい者団体の活動促進

- 障がい者団体を支援するとともに、町との情報交換を継続的に行います。
- 障がい者団体が行う福祉教育や情報提供活動等に対し、引き続き支援を行います。
- 総合保健福祉センターについて、魅力ある環境づくりを継続し、障がい者団体の活動の拠点としての利用の促進に努めます。
- 総合保健福祉センターや、町役場本庁において、障がい者団体や地域活動支援センターレインボーについての展示スペースの確保を検討し、周知を図ります。

### (3) 障がい児の保育・教育、児童発達支援の充実

---

#### ◆現状と課題

障がいのある子どもやその保護者にとって、一人ひとりの個性や適性に応じた保育・教育と児童発達支援は、その子の可能性を最大限に伸ばし、将来の社会的な自立につなげる大切な役割を果たすものです。

本町では、ことばの発達に遅れがあったり難聴のため支援を必要とする児童に対する「児童言語訓練会（ことばの教室）」を実施しており、乳幼児だけではなく、就学児童も対象として行っています。

また、町内の保育・教育環境については、幼児学園・保育園・幼稚園で障がい児の受け入れを行っているほか、学校教育においては、令和元年度現在、特別支援学級は小学校3校に7学級、中学校1校に3学級を設置しています（町内の全小中学校に設置）。

今後も、子どもの頃から障がいの有無に関わらず「共に育ち、共に学ぶ」という視点を重視し、障がい児を町の保育・教育環境の中で受けとめ、最も適切な育ちの場を確保していくことが求められます。

児童発達支援に関しては、町内に児童発達支援センターをはじめとする、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスを提供する事業所がなく、隣接する小田原市や御殿場市の事業所を利用しており、今後も近隣の事業者等と連携を図りながら、ニーズに応じた児童発達支援等を利用できる体制の確保に努める必要があります。

さらに、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等の発達障がいについて、本人や家族の生活の質を高めるため、ピアサポート等の支援の充実が求められます。

## ◆具体的な施策・事業

### ①児童発達支援等の充実

- 今後も県西圏域の児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスの事業者等と連携を図り、重症心身障がい児を含め、必要な時にサービスを利用できる体制の整備に努めます。
- 小田原保健福祉事務所と連携を図り、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を通じて、人工呼吸やたん吸引等を必要とする障がい児（医療的ケア児）への支援の充実に努めます。

### ②適正な就学指導と指導内容の充実

- 障がいの種類や程度・特性を正しく捉え、障がい児一人ひとりに最も適した教育の場を提供できるよう保健・医療・福祉・教育の各部門の連携を強化し、教育支援委員会等による適正な就学指導に努めます。
- 障がいのある児童生徒の良さや可能性を伸ばし社会的な自立を図るための教育活動を、教育相談コーディネーターを活用しながら推進するとともに、個に応じた指導内容の充実に努めます。
- ことばの発達に遅れがあったり難聴のため支援を必要とする児童に対する児童言語訓練会（ことばの教室）の充実を図ります。
- 研修機会を充実して教職員の資質の向上と、障がいのある人や子どもへの理解の促進を図ります。また、発達障がいに対する理解を深めるための教職員の研修を実施します。
- 各小学校に「コミュニケーション指導教室『スマイル』」を設置し、専門の教員を配置して、児童の能力や特性に応じた指導・支援を行い、児童の『コミュニケーション能力の向上』を図り、児童がスムーズに学校生活を送ることができる力を育成します。

### ③交流教育の推進

- 障がいのある人や子どもに対する理解と適切な関わりや援助について学び、ノーマライゼーションの理念の実現を目指して、教職員・保護者・児童生徒が一体となった交流学習を推進します。
- 通常学級と特別支援学級や特別支援学校との交流教育のほか、「総合的な学習の時間」等を利用した施設訪問や車いす・手話体験等の実施を促進します。

### ④ 教育条件の整備

- 身体障がい児の就学に際しては、必要に応じて学校施設・設備の改修等の実施を図ります。

### ⑤発達障がい者等への支援の充実

- 発達障がい者及びその家族を支援するため、同じ悩みを持つ本人同士や家族に対するピアサポートや家族に対するペアレントトレーニング等の取組を実施します。

### 3 人にやさしいまちづくりの推進

#### (1) 障がいのある人への理解の推進

##### ◆現状と課題

障がいのある人もない人も共に生きる「地域共生社会」の実現に向けては、地域社会のあらゆる場面で、障がいを理由とする偏見や差別の解消を図ることが重要で、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識の定着を推進していくことが必要です。

本町では、知的障がい児・者の団体や地域活動支援センターの通所者等が、「みんなのつどい」、「西湘地区文化事業」、「仙石原文化センターまつり」、「健康・福祉フェスティバル」等に参加し、スポーツや文化活動、イベント等を楽しむ、貴重な交流機会となっています。

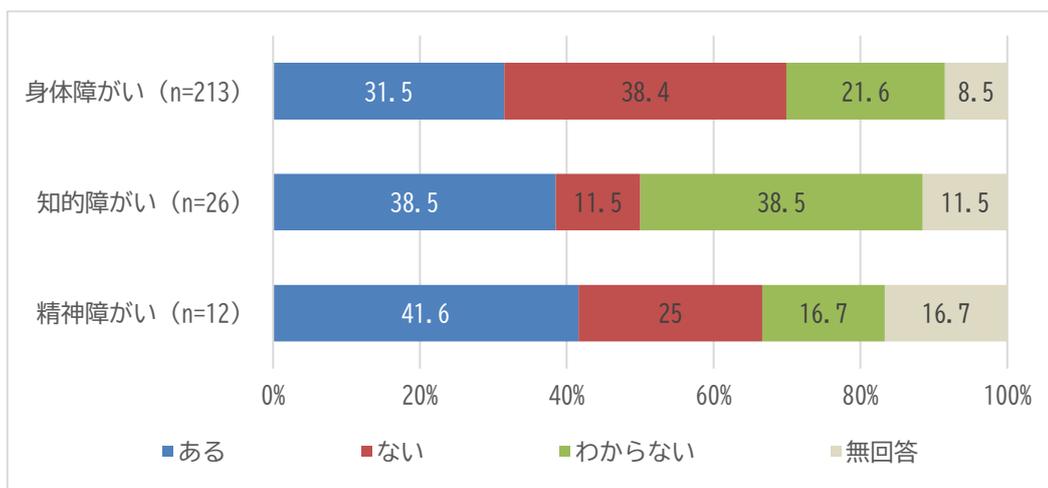
また、本町の小中学校においては、一人ひとりの児童生徒の実態に応じて通常学級と特別支援学級との交流を進め、それぞれの個性を認め合えるような関係を自然につくっていきけるよう図っています。

さらに、社会福祉協議会では、小中学校において、各種団体の協力を得ながら、様々な福祉体験やボランティア体験活動を実施しています。

こうした交流教育や交流のための行事等を推進することが「人にやさしいまちづくり」実現に不可欠と考えられるため、今後は新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症の感染拡大防止や「新しい生活様式」の日常への取り入れを促しつつ、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず交流を行う場や機会の拡大を進めていく必要があります。

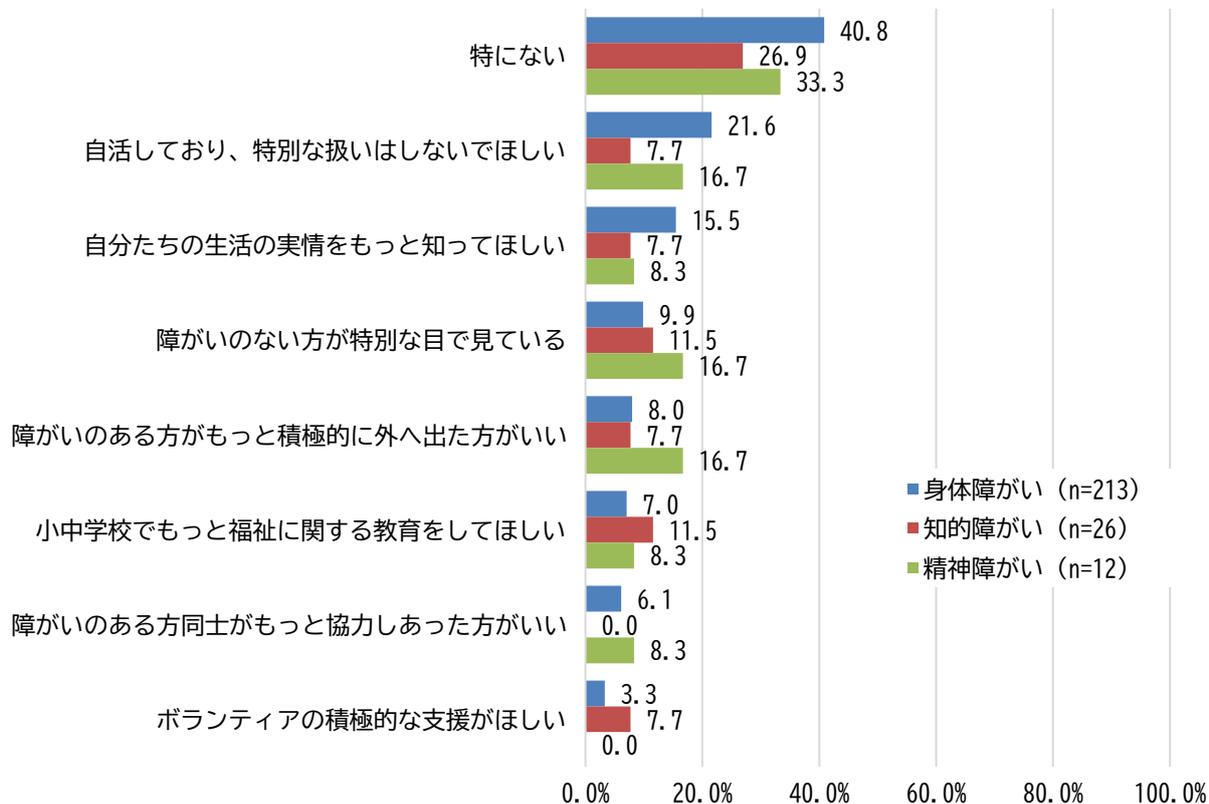
##### ◆アンケート結果 障がいのある人への差別、偏見はある？

知的障がいや精神障がいで「ある」との回答が比較的高い！



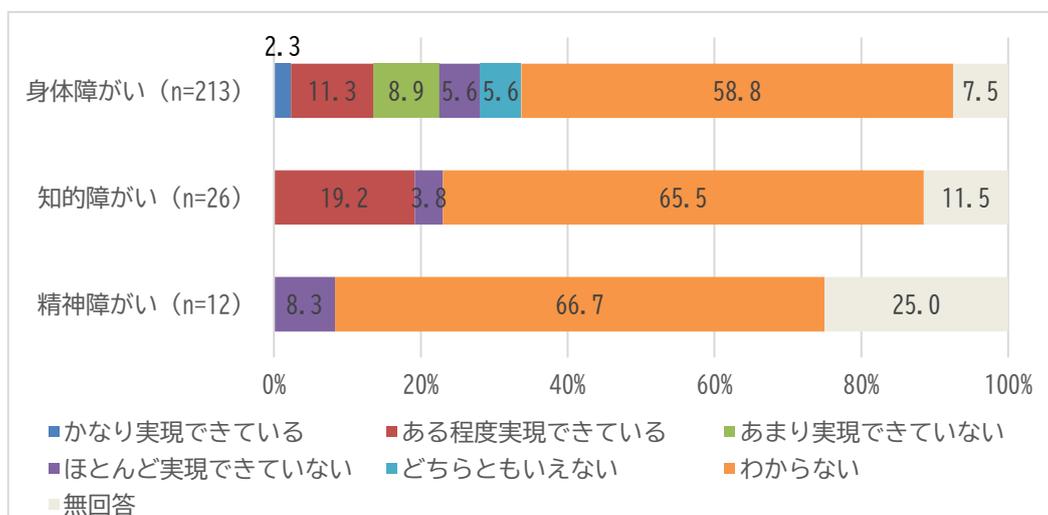
◆アンケート結果 日頃生活していて感じることは？

「特にない」との回答が多い一方、特別扱いしないでほしい、生活の実情を知ってほしい、特別な目で見ている、福祉教育に力を入れてほしいという意見も！



◆アンケート結果 箱根町では「地域共生社会」がどの程度実現できている？

「わからない」との回答が半数以上で、知的障がいは「ある程度実現できている」が約2割！



## ◆具体的な施策・事業

### ①広報・啓発・普及活動の充実

- 広報はこねやインターネットホームページ等を活用し、障がいや障がいのある人への理解を深める広報や啓発活動を行うとともに、障がい者団体等の周知を行います。

### ②交流の促進

- ノーマライゼーションの理念の普及と啓発を図るため、障害者週間を中心に障がい者団体等と連携を図りながら、「みんなのつどい」や「西湘地区文化事業」の開催等による啓発交流事業を促進します。
- 町内の小中学校による施設訪問、通常学級と特別支援学級や養護学校との交流教育を促進します。

### ③福祉教育の推進

- 町民や事業者に対して、障がいに関する基本的な理解や話し方、制度等の研修機会を拡充します。
- 小中学校における様々な福祉体験やボランティア体験活動について、福祉への理解と生涯にわたるボランティア活動のきっかけづくりとして取組を推進します。



## (2) 災害時の備えの充実

### ◆現状と課題

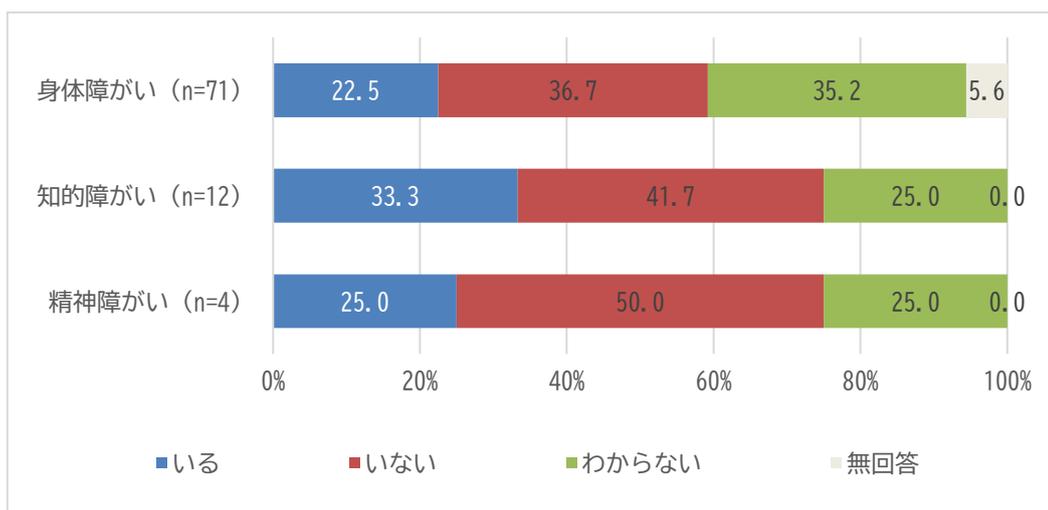
障がいのある人やその家族にとって、災害時における避難は大きな課題であり、一人では避難できないことや隣近所との協力、避難所での生活など、不安な点は多々あり、災害時に備えたコミュニティの協力体制づくり、防災体制づくりが求められています。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災での教訓はもちろんのこと、本町においては、平成 27 年 6 月の箱根山（大涌谷）の噴火警戒レベル 3 への引き上げ、令和元年 10 月に台風 19 号の豪雨によって甚大な被害をもたらされた教訓を踏まえて、自然災害への備えや対応が重要な課題です。

本町では、「箱根町地域防災計画」を国の法改正や県の計画の見直しに合わせて随時更新をしており、この計画に基づいて、災害時に備えた体制づくりや訓練等を着実に実施していくことが求められるとともに、地域における自主防災組織による対応は、災害等の初期段階における重要な要素であることから、地域住民の理解と協力を高めるための意識啓発と組織づくりが求められています。

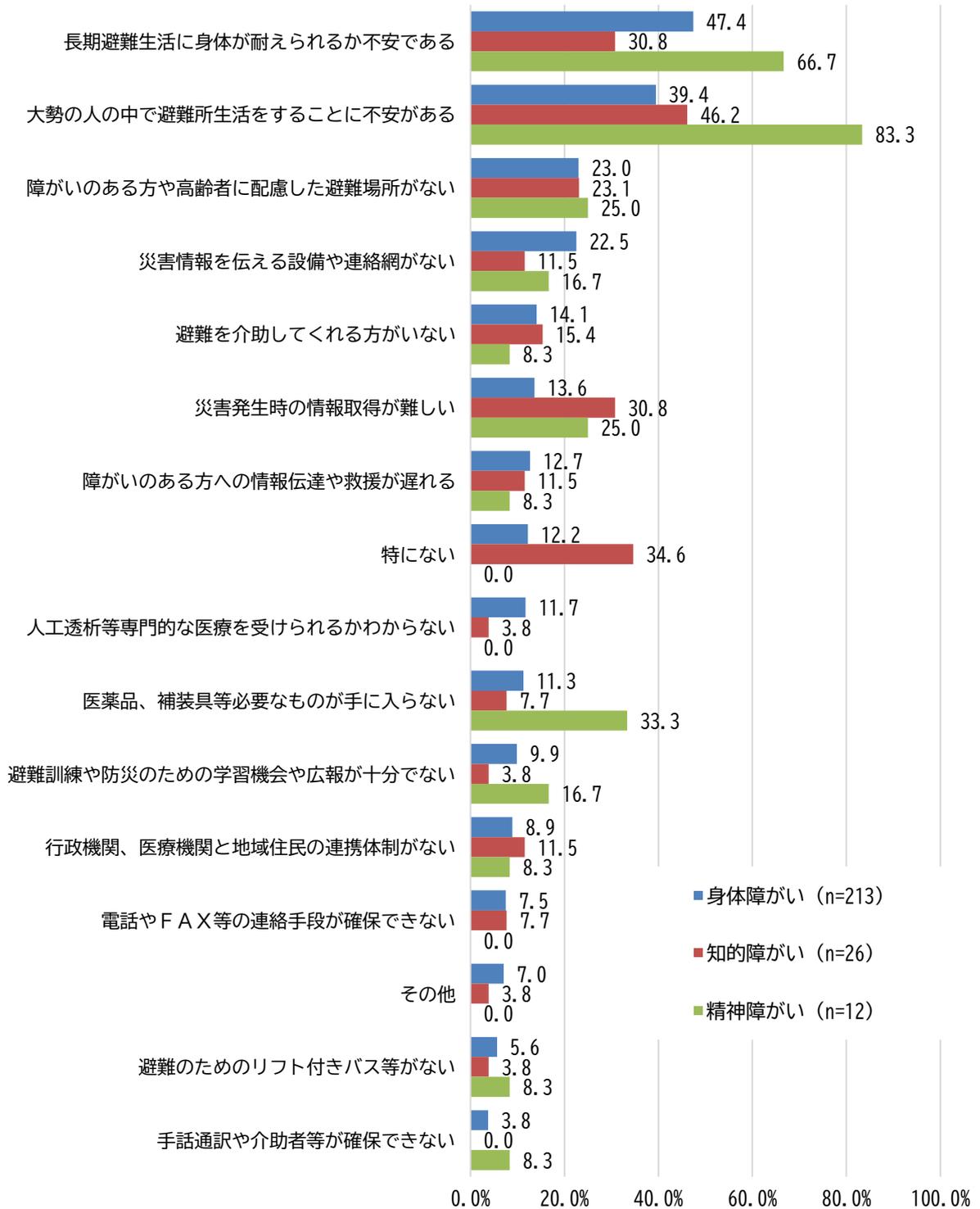
### ◆アンケート結果 《一人で避難できない人の場合》地震や風雪等の災害が発生した時、ご近所に助けてくれる方は？

「いない」と言う人が比較的多い！



◆アンケート結果 地震や風雪等の災害が発生した時、不安なことは？

長期や大勢の中での避難生活、障がい者に配慮した避難場所など、避難生活に対する不安が多いほか、情報の取得や医療面での不安も！



## ◆具体的な施策・事業

### ①施設防災体制の強化

- 障がい者関連施設等への立入検査及び防火管理指導等を行い、防災管理体制の強化を図ります。
- 災害発生時には、重度障がい者に対して、町内外の福祉施設を活用して受け入れる体制（福祉避難所の開設）を検討します。
- 災害時要援護対象者名簿登録について、民生委員・児童委員、地域包括支援センターを中心に、登録の必要性をアピールするとともに、保健だよりや広報はこね等で周知を図ります。
- 災害時要援護対象者名簿の定期的な更新に努め、名簿の活用や、地域課題に応じた支援や助言を行い、自治会や民生委員・児童委員との連携を強化し、地域の避難体制づくりを検討します。
- 風水害、雪害、地震災害等に備えた防災資機材や防災備蓄食料等の整備を行います。

### ②住宅防災対策の推進

- 住宅の不燃化・耐震性の向上等安全対策を呼びかけ、住民の防災意識の向上を図ります。
- 防災機器等の設置を促進し、障がいのある人及びその家族の安全対策を推進します。

### ③緊急通報システムの整備

- 障がいのある人の緊急時の通信手段である「ファックス110番」や、「110番アプリシステム」の普及・活用を図ります。
- 聴覚障がい者用緊急通報ファックスや「Net119 緊急通報システム（音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者の消防への通報システム）」の利用を促進します。

### ④避難所における配慮の充実

- 障がいのある人や高齢者が、避難所においてストマ用品等生活必需品、必要な介護やプライバシーの保護を確保できるよう配慮するとともに、仮設住宅への優先的入居に努めます。
- 特別な支援が必要な高齢者や障がいのある人が安心して避難できる福祉避難所の整備に努めます。

### ⑤訓練の実施

- 障がいのある人も参加しての訓練と災害時要援護対象者の救助・救援に関する訓練の実施を図ります。

### (3) 福祉のまちづくりの推進

---

#### ◆現状と課題

障がいのある人にとって、地域の中で安全に生活を続け、社会のあらゆる分野に参加するためには、誰もが住みやすいまちづくりを進めていくことが基本的条件となります。

そのため、障がいのある人や高齢者をはじめ、「すべての人にやさしいまち」、「誰にでも公平に使用でき、年齢や能力に関わりなくすべての人が住みやすい福祉のまち」づくりを進めていくことが必要です。

本町では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称：バリアフリー法)や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」等に基づいて、歩道の段差解消や点字誘導ブロックの整備等を進めており、今後も、こうした国の法律や県の条例等の普及に努めるとともに、町全体でユニバーサルデザインの推進を図っていく必要があります。

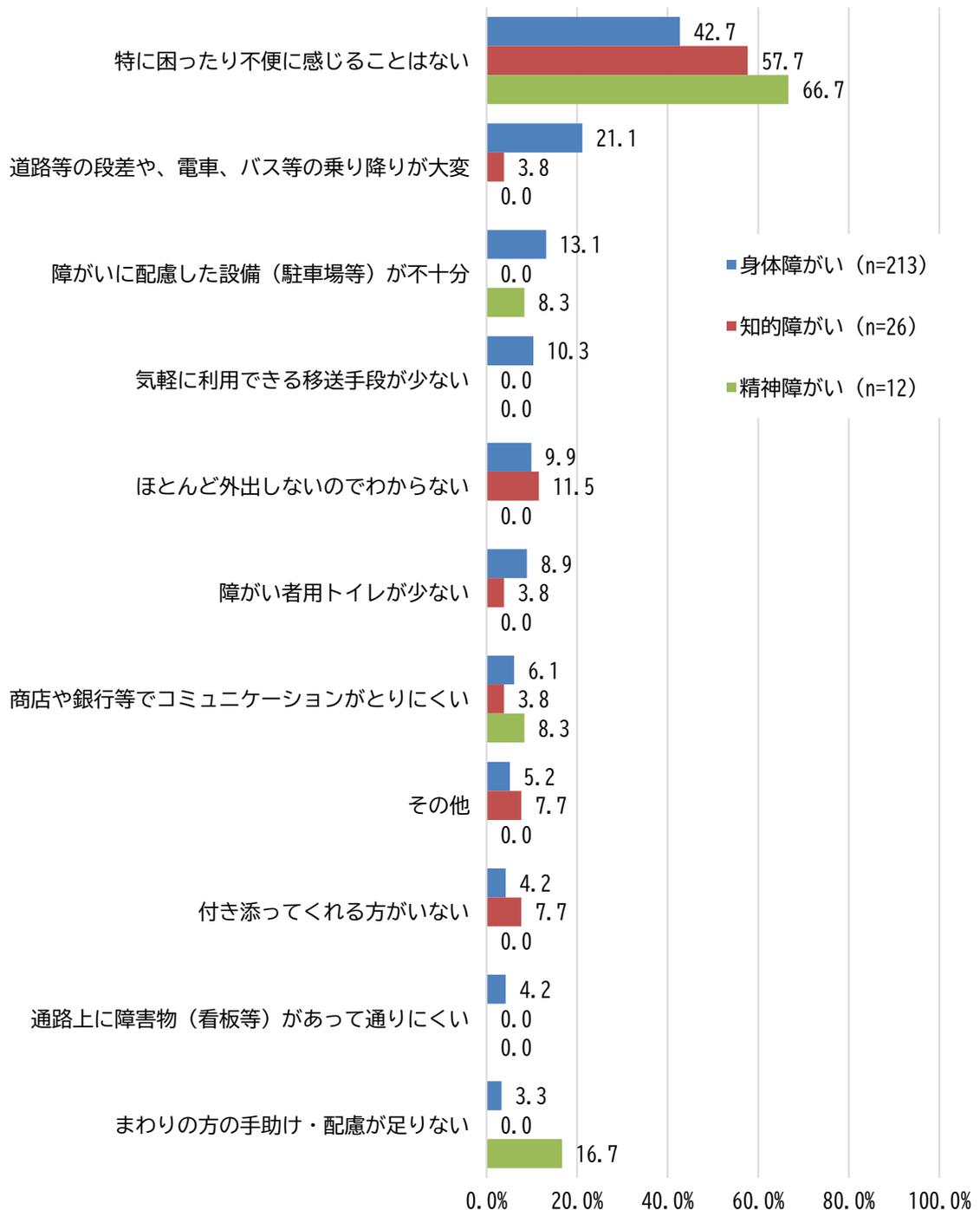
また、集落が分散している本町の地理的特性や高齢者の免許返納促進の取組と相まって、今後ますます障がいのある人等の外出・移動手段のニーズが拡大することが予想されます。

特に移動支援に関する施策はこれからの本町にとって大変重要であり、社会福祉協議会をはじめとした関係機関や事業者、町民とも協力・連携の強化に努め、一生涯を箱根町で暮らすことができるまちづくりが求められています。



◆アンケート結果 外出の際に町内で困ったり不便に感じることは？

「不便に感じることはない」という人も多い一方、段差やバス等の乗り降り、障がい者に配慮した設備面、移送手段といった不備が比較的上位！



## ◆具体的な施策・事業

### ①福祉のまちづくりの推進

- 障がいのある人が安全で快適な生活を送ることができるような環境の整備を促進し、総合的な福祉のまちづくりを推進します。
- 本町の主要駅などについては、誰にでもやさしく利用しやすいユニバーサルデザインを意識した利便性の向上による機能の充実を促進します。

### ②公共施設の整備推進

- 町所有の施設を障がいのある人や高齢者等すべての人々が利用しやすいようにするため、障がい者対応トイレ・スロープ等を設置する等、ユニバーサルデザイン化を図ります。

### ③道路環境の整備

- 障がいのある人が安心して利用できるよう、歩道未設置区間における歩道の設置を計画的に進め、安全・安心な道路環境を確保します。

### ④利用しやすい公共交通サービスの提供

- 本町の主要な公共交通である鉄道、バスについては、町民の利便性の向上を関係機関に働きかけるとともに、観光と連携した公共交通の利活用の促進や誰もがわかりやすい交通案内などの充実を図っていきます。

### ⑤外出・移動支援施策の推進

- 地域生活支援事業の移動支援事業の充実を図るとともに、視覚障がい者に対して同行援護サービスの周知及び利用を促進します。
- 「身体障害者補助犬法」の内容について、レストラン、ホテル等への周知に努めます。
- ガイドブック「障がい者の方のための制度あんない」や広報はこね等により、各種交通機関の運賃・料金の割引制度、福祉タクシー利用料金助成制度及び自動車燃料費助成制度の周知を図ります。
- 自動車を使用しての外出を支援するための自動車運転免許取得費助成制度及び自動車改造費助成制度の周知を図ります。
- 障がい者が障害者支援施設へ通所するための交通費を補助する、箱根町障がい者等施設通所者交通費扶助制度を周知し、継続して実施します。

### ⑥町営住宅の整備推進

- 障がいのある人にも使いやすい安全な町営住宅づくりを目指します。

## 4 障がい福祉サービス等の成果目標及び見込量 (第6期箱根町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)

### (1) 令和5年度の成果目標

国の基本指針に基づき、令和5年度における入所施設からの地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等について、次のとおり成果目標を設定します。

#### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行については、第5期(平成30～令和2年度)の移行実績はありません。本計画では、次のとおり成果目標を設定します。

##### ■入所施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数(A)	17人	障害者入所支援施設
【目標値】(B) 地域生活移行者数	2人 (11.8%)	令和元年度末から令和5年度末までの地域生活移行者の成果目標
令和5年度末の施設入所者数の見込み(C)	16人	令和5年度末の施設入所者数の見込 [(A)の1.6%以上を削減]
【目標値】(D) 施設入所者数の減少見込	1人	差引減少見込数(A-C)

※18歳以上の障がい児施設入所者のうち、障害者総合支援法に基づく障がい者支援施設として利用される施設の入所者については、この数値目標の対象から除外することとされています。

#### ②地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針に基づき、障がいのある人への地域生活を支えるための相談支援、緊急時の受け入れ等の機能を持つ地域生活支援拠点について、圏域での整備を図り、整備後はその機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討します。

### ③福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、第5期(平成30～令和2年度)の移行実績は、令和2年度中に1人(第5期計画の目標値は2人)の移行が見込まれています。本計画では、次のとおり成果目標を設定します。

#### ■福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度の年間一般就労者数	0人	令和元年度において福祉施設を退所し一般就労した人の数
【目標値】令和5年度の年間一般就労者数	1人	就労移行支援事業等を利用し、令和5年度に一般就労する人の数

#### ■就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数【新規】

項目	数値	備考
【目標値】令和5年度の年間一般就労者数	1人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

#### ■就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数【新規】

本計画では、町内への事業所の整備を見込みません。

### ④障がい児支援の提供体制の整備

本町には、児童発達支援を実施している事業所がないため、小田原市や御殿場市にある事業所を利用しているのが現状であり、本計画中も、開設される見込みがないことから、今後も近隣の市町及び事業者等との連携を図り、必要な支援に努めていきます。

項目	目標等	備考
児童発達支援センター	設置済	圏域(小田原市)に設置済
保育所等訪問支援を利用できる体制	設置済	圏域(小田原市)に構築済
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童発達支援事業所を圏域に設置	放課後等デイサービス事業所は、圏域(小田原市)に設置済
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	設置済	小田原保健福祉事務所に設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	検討	圏域での配置を検討

### ⑤相談支援体制の充実・強化等【新規】

令和2年度中に圏域の1市3町で基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

### ⑥障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

令和2年度中に圏域の1市3町で基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の強化とともに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制づくりを図ります。



## (2) 障がい福祉サービス等の見込量

### 【訪問系サービス】

#### ①居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助その他の生活全般に関する援助を行います。

#### ②重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

#### ③同行援護

重度の視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出の際に同行し、移動の援助を行います。

#### ④行動援護

知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

#### ⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計時間数 (時間/月)	161	100	70	76	76	76
人数(人/月)	15	12	12	13	13	13

### ◆訪問系サービス サービス量の確保のための方策

□ 本町には居宅介護事業所が少ないことから、主に小田原市の事業所からサービスの提供を受けています。今後は、事業所の参入促進に努めつつ、目標量の確保を図っていきます。

## 【日中活動系サービス】

### ①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、又は生産活動の機会を提供します。

#### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計日数 (人日/月)	623	655	561	600	600	600
人数(人/月)	30	32	29	31	31	31

### ②療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

#### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人数(人/月)	4	4	5	5	5	5

### ③自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活、又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ◆数値目標

##### 機能訓練

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

##### 生活訓練

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計日数 (人日/月)	0	0	23	23	23	23
人数(人/月)	0	0	1	1	1	1

### ④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計日数 (人日/月)	23	23	23	23	23	23
人数(人/月)	1	1	1	1	1	1

### ⑤就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ◆数値目標

#### A型（雇成型）

利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

#### B型（非雇成型）

一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行に向けた支援を行います。

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計日数 (人日/月)	264	222	245	264	264	264
人数(人/月)	15	13	13	14	14	14

### ⑥就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整を行うとともに、就労に伴う生活面の課題に対し指導・助言等を行います。

#### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計日数 (人日/月)	0	1	1	1	1	1
人数(人/月)	0	1	1	1	1	1

## ⑦短期入所（福祉型・医療型）

在宅で介護する人が病気等の場合に、夜間も含めて一時的に施設等で、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。

### ◆数値目標

#### 福祉型

障がい者支援施設等で実施されます。

区 分		利用実績			目標		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉型	合計日数 (人日/月)	64	26	14	56	56	56
	人数 (人/月)	8	2	1	4	4	4

\*令和2年度以前の実績には、医療型の実績も含む

#### 医療型

病院、診療所、介護老人施設において実施され、遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者等が対象です。

区 分		利用実績			目標		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療型	合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

### ◆日中活動系サービス サービス量の確保のための方策

- ニーズに対応できるよう、圏域等の事業者との連携を強化しつつ、目標量を確保していきます。

## 【居住系サービス】

### ①自立生活援助

ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

#### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

### ②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

#### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人数 (人/月)	20	20	19	20	20	20

### ③施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人数 (人/月)	18	17	17	17	17	16

#### ④地域生活支援拠点等

地域で障がい者や発達支援を必要とする児童とその家族が安心して生活するため、必要な機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の5つの必要な機能を備えた体制です。

#### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
拠点等 (か所)	0	0	0	0	0	1

#### ◆居住系サービス サービス量の確保のための方策

- 入所施設から地域生活への移行を促進する上で、共同生活援助（グループホーム）は重要な役割を担っています。今後も、グループホーム等を運用する事業者に対して支援を行い、さらに設置促進を図っていきます。
- 地域生活支援拠点等については、圏域での整備を図ります。



### (3) 相談支援及び相談支援体制の充実・強化のための取組

#### ①計画相談支援

障がい福祉サービス等を利用する、すべての障がいのある人が、適切なサービスの種類及び内容が受けられるようにサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直し等の支援を行います。

#### ②地域相談支援

##### 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対して、住居の確保や地域生活の準備、障がい福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

##### 地域定着支援

居宅において単身、又は家庭の状況により同居している家族等による支援を受けられない障がいのある人に対して、常に連絡可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等の相談・訪問・連絡等の緊急対応を行います。

#### ◆数値目標

区分（人分）	利用実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援 （人／月）	10	10	16	16	16	16
地域移行支援 （人／年）	0	0	0	1	1	1
地域定着支援 （人／年）	0	0	0	0	1	1
総合的・専門的な 相談支援 （実施有無）	—	—	—	実施	実施	実施

#### ◆サービス量の確保のための方策

- 相談支援事業所と連携を図りながら、一人ひとりの状況やニーズにあったサービス等利用計画を作成していけるよう、目標量の確保に努めます。
- 令和2年度中に圏域の1市3町で基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

## (4) 発達障がい者等に対する支援【新規】

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようになるために、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等を実施します。

### ◆数値目標

区分（人分）	利用実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 （人／年）	—	—	—	0	0	3
ペアレントメンターの人数 （人／年）	—	—	—	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数 （人／年）	—	—	—	0	0	0

### ◆サービス量の確保のための方策

- ペアレントメンターを養成し、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート等の支援の充実に努めます。



## (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会に「精神障害者地域生活支援部会」を設置しています。

### ◆数値目標

区分（人分）	利用実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回／年）	3	4	2	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援（人／年）	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援（人／年）	0	0	0	0	1	1
精神障がい者の共同生活援助（人／年）	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の自立生活援助（人／年）	0	0	0	0	0	0

### ◆サービス量の確保のための方策

- 圏域で連携を図りつつ、精神障がい者の地域における自立生活を支える体制づくりを進めます。



## (6) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組【新規】

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加等を通じて、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

### ◆数値目標

区分（人分）	利用実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数(人/年)	—	—	—	1	1	1

### ◆サービス量の確保のための方策

- 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加等を図ります。



## (7) 障がい児支援

### ①児童発達支援

障がいのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

#### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計日数 (人日/月)	36	22	11	17	17	17
人数(人/月)	7	4	3	5	5	5

### ②医療型児童発達支援

児童発達支援において、理学療法等の機能訓練、又は医学的管理下での支援が必要とされる障がいのある未就学児を対象とします。身体状況に応じて医学的な支援も併せて行います。

#### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

### ③放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。

#### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計日数 (人日/月)	62	44	70	67	67	67
人数(人/月)	9	8	9	9	9	9

#### ④保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等に定期的に訪問し障がい児や保育所のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

##### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計日数 (人日/月)	1	1	1	1	1	1
人数(人/月)	1	1	1	1	1	1

#### ⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対する居宅を訪問して発達支援を行います。

##### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

#### ⑥障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障がい児を対象に、支給決定、又は支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

##### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人数(人/月)	2	2	2	2	2	2

##### ◆基本的な考え方/サービス量の確保のための方策

- 町内において障がい児のサービスを提供する事業所がなく、利用者は小田原市や御殿場市内の事業所を利用している状況で、保護者の送迎の負担は大変大きくなっています。今後も近隣で重層的な児童発達支援の体制を充実していくとともに、町内への事業所の誘致や参入に努めます。

## (8) 地域生活支援事業

---

### ①理解促進研修・啓発事業

地域社会の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

### ②自発的活動支援事業

障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業を実施します。

### ③相談支援事業

#### ○障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族の相談に応じながら、障がい福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。相談支援事業所としては、小田原市、真鶴町、湯河原町と共同設置を行い、4事業所に委託しています。

また、令和2年12月に、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置しました。

さらに、地域自立支援協議会の運営を通して、相談事業の評価や困難事例への対応、さらには地域における情報共有体制の整備等を行い、適切なサービスの提供・調整に努めます。地域自立支援協議会についても、1市3町で共同設置し専門部会等を設けています。

#### ○市町村相談支援機能強化事業

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。

#### ○住宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由で入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。

◆数値目標

単位：か所

事業名	実施見込か所数					
	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	0	0	1	1	1	1
市町村相談支援 機能強化事業	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業 (件)	0	0	0	0	0	0

④成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障がいのある人、又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、又は一部について補助を行います。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用件数 (件/年)	0	0	0	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

## ⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援等を行います。

### ◆数値目標

区 分	利用見込み者数					
	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用件数 (件/年)	0	1	1	1	1	1
人数 (人/年)	0	1	1	1	1	1

## ⑦日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付、又は貸与を行います。

### ◆数値目標

単位：件/年

事業名	給付等見込み件数					
	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具	0	0	0	0	0	0
②自立生活支援用具	1	2	1	1	1	1
③在宅療養等支援用具	1	0	1	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	3	4	2	2	2	2
⑤排せつ管理支援用具	135	124	136	136	136	136
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	0	0	0	0

\*⑤のストマ用装具及び紙おむつの給付は2か月分を1件として計上

## ⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計時間数 (時間/月)	37	54	55	55	66	66
人数(人/月)	4	5	5	5	6	6

## ⑨地域活動支援センター事業

障がいのある人に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図ります。

小田原市、真鶴町、湯河原町との共同設置を進めており、町内にも1か所の地域活動支援センターがあります。

### ◆数値目標

事業名		利用実績			目標		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小田原市、 真鶴町、 湯河原町と 共同設置	利用実人数 (人)	1	2	2	3	3	4
	か所	3	3	3	3	3	3
本町設置 (レインボー)	利用実人数 (人)	5	5	5	5	5	5
	か所	1	1	1	1	1	1

## ⑩訪問入浴サービス事業

身体障がい者の居宅を訪問し、移動入浴車を派遣して入浴の介護サービスを提供します。

### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

## ⑪日中一時支援事業

在宅で介護する人の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

### ◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用回数 (件/月)	23	21	22	22	29	29
利用見込み者数 (人/月)	3	3	3	3	4	4

## ⑫自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

### ◆基本的な考え方/サービス量の確保のための方策

- 障がいのある人や家族、関係機関等に対しサービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供することにより、事業の円滑な実施を図るとともに、地域の状況や利用者のニーズを把握して利用しやすいサービスとなるよう配慮しながら事業の推進に努めます。

## (9) 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業

---

在宅で生活する重症心身障がい児（者）、遷延性意識障がい者、高次脳機能障がい者、行動障がいのある人で、障がい福祉サービスを利用していないか、もしくはなかなか行き届かない人（支援困難ケースや通常の事業所では対応が困難な人）を対象に、県西圏域の市町による地域連携を活用した登録制の生活サポートのための事業として「県西あんしんネット」を実施しています。

主な事業内容としては、居宅介護と短期入所があり、地域拠点となる事業所でサービスを受けることができます。

この事業は平成 23 年度から本格的に開始されたもので、今後は県西圏域の地域連携を強化しサービス提供体制の充実を目指すとともに、事業の周知を図り利用を促進していきます。



## (10) 障がい福祉サービス見込量一覧

令和5年度までの障がい福祉サービスの見込量は下表のとおりとなります。

	事業名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問系サービス	居宅介護	(時間/月)	161	100	70	76	76	76
	重度訪問介護							
	同行援護							
	行動援護	(人/月)	15	12	12	13	13	13
	重度障害者等包括支援							
日中活動系サービス	生活介護	(人日/月)	623	655	561	600	600	600
		(人/月)	30	32	29	31	31	31
	療養介護	(人/月)	4	4	5	5	5	5
	自立訓練(機能訓練)	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
		(人/月)	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	(人日/月)	0	0	23	23	23	23
		(人/月)	0	0	1	1	1	1
	就労移行支援	(人日/月)	23	23	23	23	23	23
		(人/月)	1	1	1	1	1	1
	就労継続支援(A型)	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
		(人/月)	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援(B型)	(人日/月)	264	222	245	264	264	264
		(人/月)	15	13	13	14	14	14
	就労定着支援	(人日/月)	0	1	1	1	1	1
		(人/月)	0	1	1	1	1	1
短期入所	福祉型	(人日/月)	64	26	14	56	56	56
		(人/月)	8	2	1	4	4	4
	医療型	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
		(人/月)	0	0	0	0	0	0
居住系サービス	自立生活援助	(人/月)	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	(人/月)	20	20	19	20	20	20
	施設入所支援	(人/月)	18	17	17	17	17	16
	地域生活支援拠点等	(か所)	0	0	0	0	0	1
相談支援	計画相談支援	(人/月)	10	10	16	16	16	16
	地域移行支援	(人/年)	0	0	0	1	1	1
	地域定着支援	(人/年)	0	0	0	0	1	1
	総合的・専門的な相談支援	(実施有無)	—	—	—	実施	実施	実施
障がい児支援	児童発達支援	(人日/月)	36	22	11	17	17	17
		(人/月)	7	4	3	5	5	5
	医療型児童発達支援	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
		(人/月)	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	(人日/月)	62	44	70	67	67	67
		(人/月)	9	8	9	9	9	9
	保育所等訪問支援	(人日/月)	1	1	1	1	1	1
		(人/月)	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	(人日/月)	0	0	0	0	0	0	
	(人/月)	0	0	0	0	0	0	
障害児相談支援	(人/月)	2	2	2	2	2	2	

		事業名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域生活支援事業	相談支援事業	障害者相談支援事業	(か所)	1	1	1	1	1	1
		基幹相談支援センター	(か所)	0	0	1	1	1	1
		市町村相談支援機能強化事業	(か所)	1	1	1	1	1	1
		住宅入居等支援事業	(件)	0	0	0	0	0	0
	成年後見制度利用支援事業		(件)	0	0	0	1	1	1
	意思疎通支援事業		(件)	0	1	1	1	1	1
			(人)	0	1	1	1	1	1
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	(件)	0	0	0	0	0	0
		自立生活支援用具	(件)	1	2	1	1	1	1
		在宅療養等支援用具	(件)	1	0	1	1	1	1
		情報・意思疎通支援用具	(件)	3	4	2	2	2	2
		排せつ管理支援用具	(件)	135	124	136	136	136	136
		居宅生活動作補助用具	(件)	0	0	0	0	0	0
	移動支援事業		(時間/月)	37	54	55	55	66	66
			(人/月)	4	5	5	5	6	6
	地域活動支援センター事業		(人)	6	7	7	8	8	9
			(か所)	4	4	4	4	4	4
	訪問入浴サービス事業		(人/年)	0	0	0	1	1	1
	日中一時支援事業		(件/月)	23	21	22	22	29	29
			(人/月)	3	3	3	3	4	4

## 5 計画の推進に向けて

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画の進捗状況を確認・評価し、広報はこねやホームページ等を通じて町民に公表・報告していく必要があります。

### (1) 保健・医療・福祉の連携

障がいの重度化や中途障がい者の増加等に伴い、保健・医療・福祉の連携が一層重要になっています。このため、保健・医療・福祉の連携体制を強化し、サービスの総合的かつ効果的な提供に努めます。

### (2) 関係機関等との連携

障がいのある人の要望に適切に対応していくため、社会福祉協議会や関係機関・団体等との連携を強化し、サービスの提供等に努めます。また、施設の整備や利用、総合的・専門的な相談体制の充実等、町単独ではなく広域的に取り組んだ方が良いものについては、周辺市町や県等との連携のもとに取り組んでいきます。さらに、利用者にとって選択の幅の広い効果的なサービスを実現するため、民間の事業者にも働きかけていきます。

### (3) 民間企業の参画

障がいのある人が自立した生活を送れるよう、福祉的就労の場の確保を図るとともに、公共職業安定所をはじめとする関係機関と連携し、民間企業における障がい者雇用の啓発・促進に努めます。

### (4) 町民の参画

「町民一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いを尊重し理解しあうよう努める」ことを出発点にして、広報活動の充実や福祉・ボランティア等に関する学習の機会の拡充等により、町民の参画を促進します。

### (5) 人材の確保と資質の向上

本計画を推進する上で不可欠となる専門職員をはじめ、ボランティア等福祉的人材の確保・育成に努めるとともに、その資質の向上を図ります。

### (6) 推進体制の確立

本計画は、保健・医療・福祉・教育・労働・交通・まちづくり等多くの分野の内容を含んでおり、その推進のためには障がいの内容やライフステージに対応したきめ細やかで一貫した施策を実施できる体制づくり（行政施策の総合化）が不可欠です。このため、各担当部署が自己評価を行いながら計画に基づく実施に努めるとともに、その連携強化に努めます。

## (7) 国・県に対する要望

本計画の推進にあたっては、国・県等の関係機関との密接な連携・協調が求められています。同時に、保健福祉関係の充実に向けた制度改善と、市町村に対する行財政上の措置について、国・県に対し要望を行います。

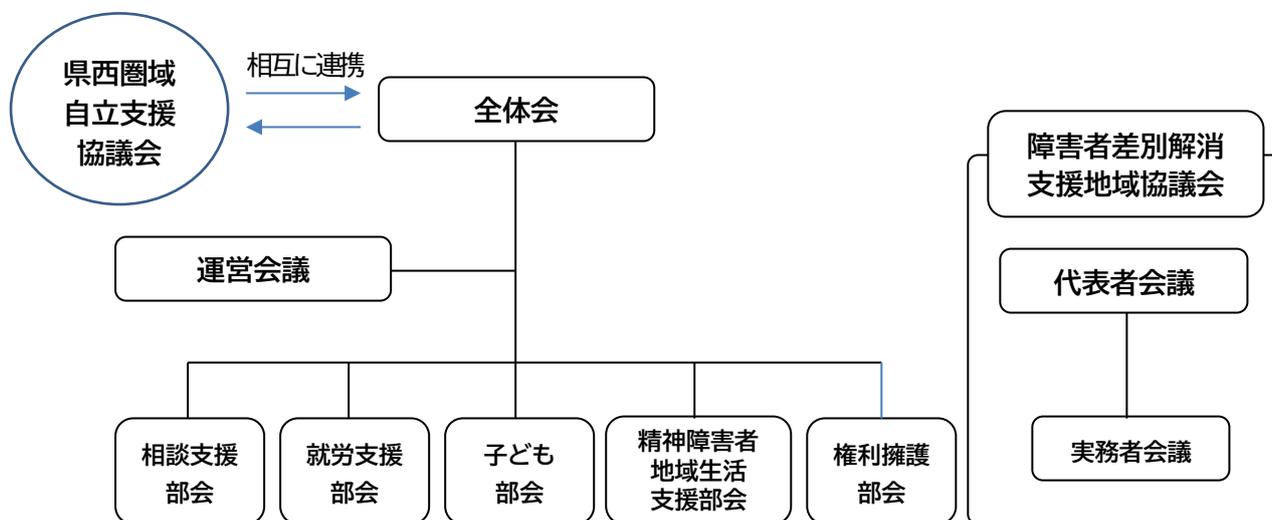
## 6 計画の進捗状況の点検及び評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要となります。

障がい福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、定期的に小田原市、真鶴町、湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて関係各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。各種の情報・要望については、毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況の点検と合わせて検討します。

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会 組織図



※各部会においては、必要に応じてオブザーバーとして関係機関の参加を依頼できます。

## 資料

### 箱根町障がい者福祉計画策定委員会 委員名簿

NO	団体名等	氏名	区分
1	箱根町手をつなぐ育成会	那珂 智子	障がい者団体等
2	身体障がい者当事者代表	勝俣 ヨシエ	
3	(社)小田原医師会	土屋 眞	医 療
4	(社)小田原歯科医師会	土屋 俊彦	
5	箱根町地域活動支援センター	小泉 徹	福 祉
6	箱根町ボランティア連絡協議会	松井 洋子	
7	箱根町民生委員児童委員協議会	佐々木 匡子	
8	箱根町社会福祉協議会	和田 猛	
9	公益財団法人積善会曾我病院相談室	本杉 康行	福祉・医療
10	おだわら障がい者総合相談支援センター	大谷 秀俊	福祉・相談
11	障害者支援センターぽけっと	坂間 美貴子	福祉・就労
12	神奈川県立小田原養護学校	添田 美恵子	行 政
13	神奈川県小田原児童相談所	佐々木 智子	
14	神奈川県小田原保健福祉事務所	中條 和子	
15	箱根町役場(福祉部長)	八木 美栄子	



箱根町障がい者福祉計画  
＜箱根町第4期障がい者計画  
・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画＞

令和3年3月

編集・発行：箱根町福祉部福祉課  
〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256  
電話：0460-85-7790



